

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 6 年 9 月 1 2 日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 6 年 9 月 1 2 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 3 号 平成 2 5 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 4 号 平成 2 5 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 5 号 平成 2 5 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 6 号 平成 2 5 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 7 号 平成 2 5 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 8 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9 名）

委 員 長	島 田 和 雄	副委員長	太 田 將 範
委 員	木 内 欽 市	委 員	滑 川 公 英
委 員	景 山 岩三郎	委 員	向 後 悦 世
委 員	伊 藤 房 代	委 員	宮 澤 芳 雄
委 員	飯 嶋 正 利		

欠席委員（なし）

委員外出席者（7 名）

議 長	高 橋 利 彦	副 議 長	平 野 忠 作
議 員	磯 本 繁	議 員	宮 内 保
議 員	米 本 弥一郎	議 員	高 橋 秀 典
議 員	林 晴 道		

説明のため出席した者（5 9 名）

副市長	加瀬 寿一
秘書広報課長	飯島 茂
総務課長	堀江 通洋
財政課長	林 清明
市民生活課長	伊藤 正男
保険年金課長	渡邊 満
社会福祉課長	加瀬 恭史
高齢者福祉課長	石毛 健一
農水産課長	高木 寛幸
都市整備課長	林 利夫
会計管理者	赤松 正
監査委員局長	田杭 平三

行政改革推進課長	加瀬 正彦
企画政策課長	伊藤 浩
税務課長	佐藤 一則
環境課長	浪川 昭
健康管理課長	野口 國男
子育て支援課長	山口 訓子
商工観光課長	堀江 隆夫
建設課長	大久保 孝治
下水道課長	石毛 隆
消防長	佐藤 清和
農業委員会事務局長 その他担当職員	岩井 正和 36名

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男
副主幹	榎澤 茂

事務局次長	高安 一範
-------	-------

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

お忙しいところ、大変ご苦労さまでございます。

本日は、決算審査特別委員会ということでございます。委員の皆様におかれましては、昨年3月議会で成立いたしました25年度予算ですか、これにつきまして予算が目的に沿って適正かつ効果的に使われたかどうか、そういったところを審査していただければというふうに思っております。

この審査の結果をもちまして、それが、これから編成が予定されております27年度予算、それに反映される、あるいは市政、これから市政を運営していくためのいろいろな役に立つということになろうかと思しますので、慎重なる審査をよろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、磯本繁議員、宮内保議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員、林晴道議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、高橋議長と平野副議長にご出席をいただいておりますので、代表して高橋議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） おはようございます。

秋の長雨といいますが、久しぶりの天気となりました。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご苦労さまでございます。

本委員会は、平成25年度の決算という大変な審査があるわけでございます。付託いたしました決算議案は8議案でございますが、内容も多岐にわたり審査も大変ではありますが、十分なる審査をお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日から来週の16日、17日と3日間にわたりまして、この決算審査特別委員会で審査をお願いいたします議案は、平成25年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の認定についての8議案でございます。また、水道事業会計と病院事業会計につきましては、決算の認定と併せて剰余金の処分についての議決もお願いするものでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔・明瞭に答弁できるよう努めてまいりますので、何とぞ全議案認定、可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

ここで、加瀬副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（副市長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案

第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案であります。

審査の日程ですが、本日と16日の火曜日と17日の水曜日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに歳入歳出を併せて審査を行います。議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、お手元に配付した資料の区分ごとに担当課の入れ替えを行いますので、併せてよろしくお願いいたします。

なお、審査における質疑ですが、高橋議長、平野副議長にもご出席をいただいておりますので、正副議長の発言を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算のうち、歳入の概要等について補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております、平成25年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。

12ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、12ページにあります歳入歳出決算総括表についてご説明いたします。

なお、金額については、本会議でご説明いたしましたので省略させていただきますが、決算書の18ページ以降に記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、左の表、歳入です。1款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されておまして、市政を運営するに当たっての貴重な自主財源であります。歳入全体に占める決算額構成比、3つぐらい右にあります、それは22.4%であります。

なお、市税のより詳しい内容につきましては、この後、税務課からご説明いたします。

2款地方譲与税、決算書では20ページになります。これは、国税として徴収される地方揮

発油税の収入額の100分の42と、同じく自動車重量税の収入額の3分の1、これを国が市町村に譲与するもので、市では構成比1.0%であります。

次に、3款利子割交付金は、金融機関等から利子等の支払いを受ける際に係る県民税利子割収入額の5分の3を、県が市町村に交付するものであります。

4款配当割交付金は、株式会社などから配当等の支払いを受ける際に係る県民税配当割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、市では構成比0.1%であります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡益が発生した場合に係る県民税株式等譲渡所得割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%であります。

6款地方消費税交付金、これは決算書では22ページです。これは、地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び事業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、市の構成比は2.0%であります。

7款自動車取得税交付金は、自動車取得税収入額の10分の7を市町村道の延長や面積で案分し、県が市町村に交付するもので、市の構成比は0.5%であります。

8款地方特例交付金は、国の施策である恒久的な減税、例えば住宅借入金等特別税額控除などですが、これにより地方税が減少することに対し、その一部を補填するために国が市町村に交付するもので、構成比は0.1%になっております。

9款地方交付税は、市町村間の税源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、一定の計算に基づいた額を地方公共団体へ交付するものであります。

地方交付税のうち普通交付税は、標準的な行政経費に対する財源不足額を国から交付されるもので、特別交付税は、市町村合併や災害など特別の財政需要がある市町村に対して国から交付されるものであります。両方合わせますと、市の中の構成比は29.5%になります。

10款交通安全対策特別交付金は、道路交通法により納入された反則金を原資に、交通安全施設の整備等に充てる経費を国が市町村に交付するものであります。

11款分担金及び負担金、決算書では24ページです。これは、市の行う事業により利益を受ける人から、その事業に要する経費の全部または一部を負担してもらうもので、保育園の保育料や学校における給食費などが該当いたします。構成比は2.2%であります。

12款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、体育館等の施設使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当します。構成比は1.3%であります。

13款国庫支出金は、決算書28ページです。これは、国が一定の義務ないし責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に対して経費の一部を交付するもので、負担金、委託金、財政援助のための補助金などがあり、構成比は11.7%であります。

14款県支出金、決算書では32ページです。これは、国庫支出金と同じように、県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金と合わせて交付するものがあり、構成比は7.3%であります。

15款財産収入、決算書では40ページです。これは、市が所有する財産の貸し付けや売り払いなどにより得る現金収入で、公共用地の売払収入や基金積立金の利子などが該当し、構成比は0.2%であります。

16款寄附金、決算書では42ページ、これは、市が受ける金銭の無償譲渡で、使途が特定されない一般寄附金と使途を限定した指定寄付金があります。

17款繰入金、決算書44ページです。これは、他の特別会計または基金会計からの資金収入で、構成比は5.0%であります。

18款繰越金、決算書では46ページです。これは、前年度決算上における剰余金でありまして、構成比は7.9%であります。

19款諸収入は、収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入で、例えば延滞金、雑入などがあり、構成比は1.2%であります。

20款市債は、決算書では48ページです。これは、学校や道路など公共施設の整備のための資金として、国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は7.5%になっております。

それでは、13ページ、お願いいたします。説明資料の13ページです。

歳入の状況についてご説明申し上げます。

歳入全体を財源別で見ますと、平成25年度の下から4段目、一般財源の決算額をご覧ください。

市税など、市が自由に使える財源である一般財源については222億361万4,000円で、前年度と比較すると、一番右のほうになりますが、差し引き増減のところでは5億2,270万4,000円、2.4%の増となりまして、財政の弾力性が向上した数値と言えるかと思えます。

増の主な容認につきましては、市税、地方交付税などの増によるもので、一方、あらかじめ使途が定められている特定財源につきましては98億2,835万円で、前年度と比較しますと8,449万3,000円、0.9%の減となっております。減の主な要因は、県支出金は増したものの、

市債、国庫支出金などが減少したことによるものであります。

その下の段になります。

自主財源と依存財源で見えますと、市税のほか、使用料・手数料、分担金・負担金、繰越金などの市自らの権限で調達できる財源である自主財源が、前年度に比べ7億6,342万5,000円、6.3%増加しており、資金調達の面で財政運営の自主性と安定性が確保された数値と言えるかと思います。

それでは、決算書のほうに移りたいと思います。ご用意をお願いいたします。

最初に、348ページ、お願いいたします。

本会議でも申し上げましたが、平成25年度旭市一般会計実質収支については、歳入の総額は320億3,196万4,000円、歳出の総額が289億5,543万4,000円で、歳入歳出の差引額が30億7,653万円となりました。この額から翌年度、26年度へ繰り越すべき財源として、(2)の繰越明許費に係る分として10億8,075万1,000円、これは、6月議会に繰越明許費繰越計算書でご報告申し上げましたとおり、飯岡中学校改築事業や蛇園南地区流末排水整備事業をはじめとする14事業に係るものであります。

次の、(3)事故繰越しに係る分は840万5,000円でありまして、これにつきましても、6月議会の事故繰越し繰越計算書で報告申し上げましたとおり、道の駅施設整備事業をはじめ4事業に係るものであります。

この2つの繰越財源の合計が10億8,915万6,000円で、これを先ほどの差引額からさらに差し引いた収支、19億8,737万4,000円となりまして、この額が平成25年度の実質収支額でございます。

次に、主な歳入として、地方交付税と市債についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、決算書の22ページ、お願いいたします。

9款地方交付税の内訳としまして、備考欄の1、一番右側のほうです。普通交付税が83億6,043万1,000円で、前年度比4,697万4,000円、0.6%の増となっております。増の主な要因は、基準財政需要額のうち、保健衛生費や合併特例債等の元利償還金が算入される公債費の増によるものであります。

備考欄の2、特別交付税は10億7,899万7,000円で、前年度比892万6,000円、0.8%の増となっております。増の主な要因は、東日本大震災復興関連の特別交付税4,493万4,000円、58%の増によるものであります。

次に、48ページをお願いいたします。

20款の市債については、収入済額24億150万円となっております。この中で、合併特例債の対象となったものを申し上げます。

1目総務費では、1節総務管理債の右側、49ページ、備考欄1、道の駅施設設備事業債。次のページをお願いいたします。

2目民生債では、1節児童福祉債の備考欄1保育所統合整備事業債、4目土木債では、1節道路橋梁債の備考欄1蛇園南地区流末排水整備事業債から備考欄の10南堀之内遊正線整備事業債（繰越明許分）、これまでの10事業。それから、5目の1節消防債では、備考欄2の消防施設事業債（消防庫分）、6目教育債では、1節小学校債の備考欄1小学校大規模改造事業債、備考欄2小学校大規模改造事業債（繰越明許分）のうち、この中の8,810万円。それから、備考欄3小学校屋外運動場整備事業債、備考欄4小学校屋外運動場整備事業債（繰越明許分）、2節中学校債の備考欄1の飯岡中学校改築事業債、これら18事業の事業債が合併特例債であります。

これらを合計いたしますと10億6,470万円で、借入額全体の44.3%を占めております。

なお、これらの合併特例債につきましては、元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

続いて、7目の臨時財政対策債について申し上げます。

臨時財政対策債は、国が地方交付税の財源不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部として市が借り入れる交付税の代替財源でありまして、つまり交付税として、例えば100億円交付すべきところだけでも、今は現金がないので足りない分、例えば10億円だけ市で借り入れておきなさいと、返済は後年面倒を見ますよというものであります。

収入済額は12億2,630万円で、借入額全体の51.1%を占めており、元利償還金の100%が交付税措置されるものでございます。

以上で、財政課の歳入に関する補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから、25年度の決算についてご説明をいたします。

資料につきましては、平成25年度決算補足資料というものがお配りしてあると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度の市税の収納状況等につきまして、概要をご説明いたします。

なお、国保税関係につきましては、国保特別会計の決算審査時にご説明いたしますので、

説明は省かせていただきます。

それでは、1 ページをお願いいたします。

初めに、市税全体の収納状況の概要についてご説明いたします。

上の表は、市税で、Aの平成25年度の調定額につきましては84億6,673万3,780円で、前年後と比べ約6,600万円の増となりました。

Bの収入済額につきましては71億6,140万7,824円で、前年度と比べ約1億8,100万円の増となりました。

次に、Cの不納欠損額につきましては1億2,984万2,253円で、前年度と比べ約650万円の減となりました。

1つ飛ばしまして、収入未済額ですが、これは市税全体の平成25年度末の滞納額でございます。11億7,599万458円で、前年度と比べまして約1億800万円の縮減となりました。

次に、その下の収納率でございますが、平成25年度の現年度分が96.96%で、前年度と比べ0.34ポイントの増となり、滞納繰越分が15.26%で、同じく前年度と比べ3ポイントの増となり、現年滞納繰越合計では、前年度から1.5ポイントの増となりました。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

この表は、市税の税目別の調定額及び収入済額の前年度と対比してある表でございます。

市民税ですが、個人分につきましては、一番右側の収入額増減になりますが、前年度と比べ約6,600万円の増となりました。増の主な理由は、給与所得、農業所得の増と収納率の増によるものでございます。

その下の法人分につきましては、約6,200万円の減となりました。減の主な理由は、法人税の減税によるものでございます。

次に、8行目あたり、固定資産税でございますが、前年度と比べ約1億500万円の増となりました。増の主な理由は、収納率の増と東京ガスの千葉・鹿島までのパイプライン工事の完成に伴いまして、償却資産が増になりました。その増によるものが大きな原因でございます。

次に、軽自動車税については、前年度と比べ約560万円の増となりました。増の主な理由は、収納率の増と四輪乗用自家車の増によるものでございます。

次に、市たばこ税でございますが、前年度と比べ約6,200万円の増となりました。増の主な理由は、県たばこ税の一部が市へ移譲されました。その税率の改正によるものでございます。

次に、下のほうになりますが、都市計画税については、前年度と比べ約500万円の増となりました。増の主な理由は、収納率の増によるものでございます。

以上、市税合計では、前年度と比べ約1億8,100万円の増となりました。

続いて、1ページ飛びまして4ページをお願いいたします。

この表につきましては、税目別の収納率の前年度対比でございます。

法人市民税の滞納繰越分等の一部を除き前年度を上回り、下段になりますが、①の市税合計では、前年度と比べ1.5ポイントの増となりました。

次に、5ページをお願いいたします。

差し押さえ処分の前年度対比でございます。上の表は、不動産や預貯金、給与等の差し押さえ件数で、平成25年度は合計で780件、24年度の410件と比べ約1.9倍と、多くの差し押さえを行いました。また、差し押さえによる充当額も、25年度は約1億700万円と、前年度の約5,000万円と比べまして2.1倍でありました。

一番下の表でございますが、こちらにつきましては、預貯金や給与等の財産調査件数でございます。25年度は4,549件で、24年度の2,359件と比べ約2倍と、多くの財産調査を行っております。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、過去5年間の収納率の推移でございます。上の表の①は市税で、平成21年度現年度分と滞納繰越分の合計81.82%と比べ、平成25年度は84.58%と2.76ポイントの増となりました。毎年少しずつ伸びているような状況でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、過去5年間の収入未済額、滞納額の推移でございます。上の表の①は市税でございまして、平成21年度の現年度分、滞納繰越分の合計は13億8,737万5,333円で、平成25年度の11億7,599万458円と比べ、2億1,138万4,875円の滞納額を縮減できました。

次に、8ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、過去5年間の夜間休日納付窓口の状況でございます。一番上の表でございますが、夜間休日窓口の合計の数字でございます。平成21年度の納付金額4,063万9,068円と比べ、平成25年度は5,225万7,693円と1,161万8,625円の増となっております。

以上のとおり、平成25年度の決算概要をご説明いたしましたが、今後も滞納整理に当たりましては、税の公平性の観点から、収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 歳入の19ページの1款の市税のところの1億2,984万2,253円の不納欠損の額の内容について、詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、25ページの11款分担金及び負担金、これが399万3,702円の内容です。

それから、12款の使用料及び手数料の32万7,700円の不納欠損額の内容について、それから、41ページ、15款財産収入の不納欠損額の33万2,550円の内容についてご説明をお願いしたいと思います。

それから、29ページ、これは1節の保健衛生手数料のところ、備考欄の2番目のところの犬の登録等手数料、これが91万5,200円、それから、3番目の狂犬病予防注射済票交付等手数料の161万8,650円のところですが、この手数料は犬何頭にしたのかをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、不納欠損額1億2,984万2,253円の内容でございますが、まず不納欠損の場合に5年時効という、5年たちますと時効がございます。その5年時効の額が8,750万7,350円という額でございます。件数的には、6,949件でございます。

それから、執行停止ということで3年時効というものがございまして、こちらにつきましてはの不納欠損額は1,937万1,795円、件数にしまして1,047件でございます。

それから、会社等倒産によります即時消滅というものがございます。こちらが2,296万3,118円、件数で509件、合わせまして、先ほどの1億2,984万2,253円となります。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、不納欠損の内容ということでお答え申し上げます。

まず、25ページの保育所の関係、399万3,702円という負担金の不納欠損があります。これは、保育所運営費3万4,200円と下の学校給食費の負担金の関係395万9,502円、これがございます。それで、学校給食費のほうは、実は24年度決算のときに不納欠損を実施していません。

んでした。というのは、まだ分割納付をしている方がいて、その滞納されている方の精査をしたいということで24年度は行いませんで、25年度にまとめて実施したということで、今回この額が計上されております。細かな件数は、ちょっと今手元にございません。

それと、27ページ、これは公営住宅の関係でございます。これは、先の議会の報告の中で、私債権等の放棄ということで報告申し上げたとおり 9 件で32万7,700円と、時効期間の満了が4件、それから生活困窮が5件という内訳でございます。

続いて、41ページ、土地貸付料33万2,500円、これも私債権の放棄ということでご報告させていただきました。時効期間の満了が1件、それから失踪・行方不明ということで3件、合わせて4件で33万2,550円ということでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。29ページについて、犬の狂犬病の関係でご質問がありましたが、件数については担当課がいないと分かりませんので、この席ではご容赦いただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 本議会で報告4号でお示しいただいている、財務4表の市の健全化計画の指数のこの数字に対するもとの数字と、あと合併後のこの数字の推移等が分かれば教えてください。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（林 清明） もとの数字ということで、非常に難しいんですが、まず、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率ですが、これは各会計赤字が出ていないので数字がないということでもあります。

次に、実質公債費比率ですが、比率ですから当然分母と分子があるわけですが、分母ですが基準財政規模、これは交付税算定のときの数字です。これから交付税に算入される公債費などを引いたもの、これが分母です。標準財政規模が旭市の25年ですと177億7,600万円強、それから引く交付税に算入された公債費などが25億7,600万円強、その分母の合計が152億円となります。

今度、分子のほうですが、分子は公債費に充当する一般財源、それから満期一括償還等の公債費の償還分、それから公営企業債などの償還に充てるために一般会計から繰り出

した分、そういった公債費に関連する費用を合計した額を分子として、それから交付税に算入される公債費を引くということで、分子の数が14億5,500万円になるということで、25年度単年度は9.57%という数字になります。

実質公債費は過去3年の平均ということになりますので、平成23年13.79%、24年が11.49%、25年が9.57%ということで、これを平均した額の11.6%、これが実質公債費比率として世に出てくるものということでもあります。

次に、将来負担比率ですが、これはさらに面倒くさいですが、まず分母、これは先ほどの標準財政規模、それから交付税に算入された公債費などを引くということで152億円何がしです。分子ですが、分子は25年度の地方債の現在高、それから債務負担行為等による支出予定、それから公営企業債などの繰り入れの見込み等々、これからかかるだろう決まっている数字、それを足し込んだものから、交付税などで充当可能の基金ですとか、特定の歳入ですとか、さっき言った交付税に算入される額とかを引いたものが分子となるということで、25年の旭市は88億1,600万円ぐらいということで58%ということでもあります。

それから推移ですが、ちょっと17年、18年を持っていないので19年でよろしいですか。19年は、赤字比率は2つとも当然ありません。実質公債費比率が19.2%でした。それが過去3年で言いますと、23年が14.9%、24年が13.2%、25年が11.6%ということで、順調にいいほうに向かっているということでもあります。

それから、将来負担比率は、19年が121.7%、23年が103.9%、24年が83.2%、25年が58%ということで、これもいい数字になってきたということでもあります。

以上です。

○委員長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 先ほどの不納欠損の内容の中で、1件、学校給食の関係なんですけれども、人数等分かりましたので、改めてお答え申し上げます。

40世帯で、延べで100件になります。これが合計で395万9,502円という数字になります。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 先ほどの保健衛生手数料の部分は、後で説明はしていただだけ……
（発言する人あり）

○委員（伊藤房代） でも、歳入……
（発言する人あり）

○委員（伊藤房代） その関係は歳入になっちゃってもいいんですか。

（発言する人あり）

○委員（伊藤房代） そうですか、歳出のほうで出てなかったの、歳入のほうでお聞きしたいなと。

（発言する人あり）

○委員（伊藤房代） そうですか、分かりました。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

議長。

○議長（高橋利彦） 2点ほど、平成25年度決算補足説明に基づいて2点ほど質問します。

まず、5ページです。差し押さえ処分の中で、動産の差し押さえが全然ないんですが、むしろ本気でとる気なら動産の差し押さえをしたほうがいいと思うんですが、なぜしないのか。

それから、8ページに夜間休日納付の状況がありますが、平成25年度約5,200万円あったわけですね。これは1回当たりにしますと約150万円くらい、その中で現年度とそれから滞納、どういうふうになっているのかお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 差し押さえの関係で動産の関係なんですけれども、動産につきましては、県内も全国的にもそうなんですけれども、現在、滞納世帯へ、大きな差し押さえをする前の搜索という事前の処理があるんですけれども、それについてはほとんどどこもやっていないということで、その搜索に行きまして、例えば電化製品だとか車だとか、そういうものが当然ありますので、そういうところへ踏み込めばよろしいんですけれども、今の段階で搜索に対するマニュアルだとか、それから人員の関係だとか、そういうことで現在は行っていないために、そういう物品が手元にないために、インターネット公売等を行っておりません。

たまたま何件か、以前、車だとかやったことはあるんですけれども、そういう状況で、ちょっと動産のほうには手が付けられないんですが、今現在、うちのほうで滞納整理をやっている3年間の目標としましては、財産調査、預金などから給与、生命保険を中心に、とりあえず県内でも徴収率が悪いというような状況でしたので、まずそういうところから始めようということで3年間やってまいりました。したがって、今年度から来年にかけて、今言いました搜索というマニュアルを作りまして、実際に今度、滞納者の自宅へ出向いて、

そういう動産等を行ってまいりたいというような現状がありますので、そういう状況でございます。

それから、夜間の関係なんですけれども、夜間と休日なんですけど、金額的には議長がおっしゃいますように150万円程度、平均とれます。その中で、現年・滞繰り、たしかにございます。ちょっと今、現年・滞繰りの内訳、こちらにデータを持っておりませんが、状況的にはやはり若干現年のほうが多く、滞繰り越分が少ないというような状況で毎回推移しているような状況でございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） では、先ほど動産の関係です。これは動産の関係はとれるというより、相手にプレッシャーかけるには、かなりプレッシャーかかると思う。そういう中で、むしろこういう動産の差し押さえをしていったほうが、税務課でとる気があれば、これのほうが私はとれると思います。

例えばテレビ、あそこに赤紙張ってもこれは使えるわけなんですよ。その中で、これはよその人が来たらみっともないですから、そうすればむしろ不動産とか何とかやるより、これのほうがとれると思う。やっぱり税の公平という意味の中では、いかにとるか、それは担当職員としてはこれはやりづらいと思いますけれども、やりづらくても、その職に携わっていたら、これはやらなくちゃならないと思います。

それから、現年とその前の滞繰りの繰り越しの関係ですが、これは恐らく滞繰りしている人は、わざわざ来ないと思うんですよね。そういう中で、それをどういうふうにするのかと、それから、できたらこれはやっぱり紙ベースで出していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） この夜間休日窓口なんですけど、ちなみに銚子市だとか匝瑳市、ちょっと調べたことがあるんですが、額的には旭市が断トツでございました。これが、金額的に窓口を開くということで、滞繰り者ばかりじゃなくて、やはりお勤めしている方とかだいぶ便がいいというふうなことで利用されている方がだいぶ多い結果だと思うんですけど、ですから、その辺の滞繰りの関係につきましては、この窓口についてちょっと分析をいろいろしていきたいと思いますが、データの現年・滞繰りのデータは後ほど、後日改めまして出し

たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑。

向後委員。

○委員（向後悦世） 予算書の10款のところの25ページの交通安全対策特別交付金のところで、先ほど説明いただきましたが、この交付金の交通反則金というような説明がありました。そして、この交通安全特別交付金1,337万7,000円、これはガードレールとかカーブミラーというような説明でしたが、ほかには使うことができないのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ほかにというのは、交通安全対策以外にということですか。

（発言する人あり）

○財政課長（林 清明） いわゆる交通安全対策に使うということですので、ほかにも使えないことはないです。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） 説明をお願いします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 交通違反等の反則金の収入全体、それから県がその収入を得るための通告書等の送付費の支出金相当額を控除して、残った額を案分するということでありますので、間の計算についてはちょっと分からないということであります。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほど財政力健全化比率のところの説明いただきましたが、ほとんどの数値はよく改善されているほうなんですけれども、財政力指数だけは東日本大震災が来てから、要するに市じゃないような数字ですよ。0.5以下に落ちちゃっているんですけれども、これはやはり一般会計の総支出額というのが、だいぶ急に上がったせいなんですか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。まだ、はっきりその辺を分析したことは自分はないので、はっきりしたことは申せませんが、ただ震災以降、事業費支出のほうが増えているという、それだけは間違いないので、それに対していろんな補助金ですとか交付金がある

中で、若干分不相応なところがあるのかもしれないです。

以上です。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほども申しましたけれども、0.5以上でできるような決算になるように、ぜひ努力していただきたいと思うんですが。普通、市というと大体0.5以上になっているのが常識なので。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 今の事業をみんなやっていくということになれば、収入をどれだけ増やすかということになっていきますので、その辺は、例えば税務課等は非常に頑張ってくれているということもあって、さらなる歳入を増やす努力をするというのが一つ。

それから、本会議でも申し上げましたが、行政改革がどれだけ進んでいくのか、経費の縮減がどれだけできるのかということだろうと思います。議員からのご指摘が毎度あるんですが、交付税が減るのが分かっているという中でということでもありますので、歳出の縮減にはこれからも努めていきたい、そのように考えております。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

太田委員。

○委員（太田將範） 42ページの15款財産収入のところ、先ほどインターネットによる公売といいますが、それが今行われていないとおっしゃられましたけれども、以前、たしか三、四年前、一度動産に関して公売をかけたことがありますけれども、その辺の実績とどういったものを行ったのか、その辺をちょっとお答えいただきたいということと、財産処分に関する規定といいますが、これと議会の議決というのはどういう関係になっているのかという2点について、ちょっとお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） ちょっと詳しい数字は持っておりませんが、たしか4年ぐらい前なんですが、たまたまインターネット公売の仕組みを年度末あたりにやろうということで、当時の課長がそれを立ち上げて、そのときたまたま倒産した会社だと思んですが、そこへ行って、先ほど言いましたように、若干いろいろな茶わんだとか火鉢だとか、何かそういう細々したものがあまして、それを持ち帰りまして、インターネット公売をやったと

というのが実績がございます。

それから、1件、これもたまたま滞納者なんですが、行ったところ、長年眠っています外車、スポーツカーがありまして、それを差し押さえして公売したところ、30万円程度で売れたというような、それぐらいの実績しか今現在ございません。

以上です。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（林 清明） もう1点ありましたのは、議決に付すべき案件はどんなところかということでしょうか。

議員、よくご存じで今さら言うのはばか感なんですけれども、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例というのがございまして、そこには、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産、もしくは動産の買い入れ、もしくは売り払い（土地については1件5,000平米以上のものに限る）と、または不動産の信託の受益権の買い入れ、もしくは売り払いということになっておりますので、これを超えるものについては議決が必要だということになると思います。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 同じような質問なんですが、今、2,000万円以上、1,500平米ですか。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） 5,000平米でしょう。

議案質疑でもちよっとお尋ねしたんですが、同じページです。42ページ、土地売却収入ですが、これはあれですか、場所というより面積どのぐらいだったんですか。一番大きいところで、3,600万円というやつ。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 一番大きかったのは、3,003万円でした、金額ですね。ただしこれは、たまたまこの値段になりましたが、予定価格は鑑定をとったところ、1,668万円ということでありますので、先ほどの条例の予定価格2,000万円を超えないということであります。それから、面積ですが、1801.38平方メートルです。

（発言する人あり）

○財政課長（林 清明） 鎌数地先、香取住宅の東側ですね。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 要するに予定価格が超えなければ、議会にかけなくても承認いらないうこと。そうですか。落札価格が多くても。

それで、あとはじゃ、応募者何人いたんですか、今のところ。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 少し詳しく申し上げます。

ヤフーオークションの中にある公有財産の処分のところに参加して、入札をお願いしました。参加申し込みが26年1月16日から26年2月5日まで、それを終えて入札期間が2月19日から2月26日までということで、2者、どちらも不動産会社のようにありますが、2者から申し込みがあり、入札があったということであります。2月28日に確定いたしまして、3月4日に契約、3月28日に代金の納付をいただいて、4月2日に所有権移転登記をしております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） ヤフーオークションとか、何かそういうインターネット関係なんでしょうけれども、これから市有地、まだいっぱいありますよね。これから処分する予定。こういうのも全て、そういう形でやるんですか。それとも、あと入札の金額が高いだけでは売らない場合もあるでしょう、その事情によっては。どうなんですか、そこ。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 本会議の議案質疑でも申し上げましたが、インターネットでやるのと同時に、広報等にも出しておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、値段だけで選ぶのかということですが、この手の入札をしたときには、当然値段だけで選ぶということになると思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） いいおか荘の問題ではありませんが、要するに、その買う人がそれにふさわしいとか、そこまでは関係ないと、どんな人でも値段が高ければそれに売っちゃうということでもいいんでしょうか。

それと、あと2者でしょう。だから、広報っていっても、広報も見ない人も悪いんでしょ

うけれども、私ども全然見たことないし、周りの議員もほとんど知らないと思うんですよ。ですから、それで2者でしょう。例えば、だから売る場合には、自分が売る場合ですよ。もしも売る場合には、幾らかでも高い人に売りたいと思うの当然ですよ。ですから、売る場合に、まず近所の人に声をかけるとか、近所の人が一番利用度が高い、そういうことも考えますし、そういうことはしないのか。

あとは、言いましたけれども、お隣の銚子市なんかも、やはり財政難で土地を今売り始めてますね。大きく売地と書いて、銚子市役所の電話番号が入っているんですよ、看板に。売地と書いて。そうしたら誰が見たって分かる。公平なんですよ。それと、その辺行っても、関東財務局とか何か売地と書いてありますよね、看板、見たことありますでしょう。そういうことを、私はやったほうが公平で、なおかつ高く売れるんじゃないかなと、こんな気がするんですよ。2者、知らない人も悪かったんでしょうけれども、たった1者か2者で大事な処分をその人に売ってしまう、売ってもそれは構いませんが、公共のためによく使ってくれるなら構いませんけれども、そういうことを聞きたいんですよ。

これからいろんな物件あります。例えば、海上中をもしも売るとした場合に、申し込みがあって、どんな人でも公助良俗に反すると、そういうことは言いませんけれども、どんな人でも高い値段を付けたらその人に売のかということも、ちょっと考えるんです。そういったようなところをどうなんでしょう。例えば、繰り返しになりますが、50坪ぐらいで本当の空いている所もありますよ。それは近所の人を買ってもらったほうが本当にいいと思うんですよ。一番有効的に、住宅も狭いし、駐車場に使えるというような物件もあるので、そういったことを聞きたいんですが、どうでしょう。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ある程度まとまった面積になりますと、隣地の人に随意契約で売というのは、非常に難しくなる、これは地方自治法上の話ですが、というのはありますけれども、その売地についての周知、これについてはもう少し検討してみたいと思います。

それから、海上中のような大きな土地については、当然その売り方からご相談した上でということになるかと思いますので、あれを単純にインターネットで公売にかけるというようなことはないと考えています。

以上です。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市）　くれぐれもそういうことで、いろいろ配慮をしていただきたいと、このように思います。くどいようですが、知らないで売られちゃったとか、あとはそういうのもやはりお願いをしたいと思うんですよ。これからそういうのがどんどん増えると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄）　ほかに質疑ありませんか。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則）　先ほど高橋議長のほかから休日夜間窓口の現年と滞繰りの内訳ということでしたけれども、ちょっと手元に今数字届きましたので、ご報告だけさせていただきたいと思います。

25年度の夜間休日窓口の合計額が5,225万7,693円という数字でございました。先ほどの資料の8ページの上の表の合計欄なんですが、内訳としまして、3,124万4,375円が現年度分です。滞納繰越分が、2,101万3,318円というような内訳になっております。

申し訳ございません、以上でございます。

○委員長（島田和雄）　ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄）　すみません、20ページの地方揮発油譲与税、これについてちょっと詳しくお聞かせいただきたいんですが。

○委員長（島田和雄）　宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　地方揮発油税については、もともとが地方税ということでありますので、この金額が揮発油1キロについて税率が5,200円ということでありまして、このうちの100分の58が都道府県、指定都市へと、残りの100分の42が市町村に配布されるということで、県内の市町村の分け方については、先ほど申し上げましたが、道路の延長ですとか面積で案分されるということであります。

○委員長（島田和雄）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄）　特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 25 分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、歳出の審査に入ります。

2 款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） お手元に資料として、平成25年度一般会計人件費決算について、それと全会計人件費決算についてということで、2 枚お配りしてございますので、お手元をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

この資料は、一般会計決算の各款の 2 節から 4 節までの給料、職員手当等、共済費のそれぞれを集計したものを、25年度決算と24年度決算を比較しております。なお、この表には常勤の特別職も含まれております。

初めに、一番上の段、1 行目ですが、給料をご覧いただきたいと思います。25年度25億3,665万8,574円、24年度は26億1,566万5,498円と比較しまして、差し引き7,900万6,924円の減となりました。

次に、職員手当等については、25年度12億2,868万5,942円、24年度12億6,394万4,325円と比較しまして、差し引き3,525万8,383円の減となりました。

各手当の詳細は、後ほどご説明いたします。

次に、表の下から 3 番目の共済費をご覧いただきたいと思います。25年度 7 億8,789万7,394円、24年度は 8 億718万3,662円と比較しまして、差し引き1,928万6,268円の減となりました。

合計では、25年度45億5,324万1,910円、24年度が46億8,679万3,485円と比較いたしまして、差し引き 1 億3,355万1,575円の減となりました。減額となった主な要因は、職員数が前年度と比較いたしまして14名の減となったことによるものです。

続いて、職員手当等の各手当の内容でございます。

初めに、扶養手当ですが、決算額は記載のとおりです。支給人数は336名、1 か月当たりの 1 人の平均は約 1 万7,300円となっております。減の要因は、支給人数や被扶養者の減に

よるものです。

次に、住宅手当です。支給人数は77名、1人1か月当たり約2万4,000円となっております。減の要因は、自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置が終了したことによるものです。

次に、通勤手当です。支給人数は568名、1人1か月当たり約5,400円となっております。

次に、時間外手当です。支給人数は300名、1人1か月当たり約2万2,900円となっております。増額の要因としましては、社会福祉関連や教育関係で増えている状況です。また、クリーンセンターにおける焼却炉の故障に対し、24時間体制で対応したことも一つの要因となっております。

次に、管理職手当です。支給人数は159名、1人1か月当たり約3万2,500円となっております。減となった理由は、管理職人数が減少したことによるものです。

次に、期末手当です。支給人数は683名です。支給は6月と12月の年2回でありまして、1人1回当たりの平均は約43万6,800円となっております。約1,704万円の減となった理由は、支給人数の減によるものです。

次に、勤勉手当です。支給人数は678名で、1人1回当たりの平均は約21万7,400円となっております。期末手当、勤勉手当の支給人数が違いますのは、特別職のほかに産休、育休等の関係でございます。約908万円の減となった理由は、期末手当同様、支給人数の減によるものです。

次に、児童手当です。支給人数は179名で、1人1か月当たり約1万7,600円となっております。約123万円の減となった主な理由は、1万5,000円の支給対象児童より1万円の支給対象児童の割合が増えたことによるものです。

次に、宿日直手当です。支給人数は242名で、1人1回4,200円です。

次に、休日勤務手当です。支給人数は85名で、1人1か月当たり1万4,300円となっております。ほとんどが消防職員でございまして、増員の要因は、休日勤務日数によるものです。

次に、特殊勤務手当です。支給人数は86名で、1人1か月当たり約2,500円となっております。これもほとんどが消防職員でございます。前年度と比較しまして、ほぼ横ばいとなっております。

最後に、夜間手当です。支給人数が98名で、1人1か月当たり約5,700円となっております。前年度と比較いたしまして約54万円の増となっております。

なお、2枚目の資料は、病院関係を除いた全会計分の人件費決算資料についてでございますので、参考として添付してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（島田和雄） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（飯島 茂） それでは、私のほうから秘書広報課の所管事業についてご説明をさせていただきます。

決算に関する説明資料により説明させていただきますので、ご用意のほうお願いをいたします。ページのほうは、23ページでございます。説明資料の23ページをお願いいたします。

広報活動費でございます。決算書では73ページになります。

決算額は1,885万6,000円でございます。大きな項目といたしましては、広報あさひの発行経費で、広報2万2,300部の印刷費として930万5,118円、新聞折り込みの手数料2万570部で、518万7,951円でございます。ご承知のとおり、毎月1日、15日号の月2回で、年24回発行しているものでございます。

もう1点の項目といたしましては、事業概要の下のほうになりますが、旭市市勢要覧作成支援業務委託でございまして、この事業につきましては、平成24年度、25年度の継続事業として行ったものでもございまして、総事業費は619万5,000円、25年度の支出は、記載のとおり394万1,000円でございます。

発行部数は2万3,000部で、本年2月に区を通じて全戸配布したものでございます。

また、ホームページにも公開しておりますので、市民をはじめ市外にも市政の状況を広くPRできたものと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうより、同じく決算に関する説明資料でご説明させていただきます。

24ページをお開きください。

この医療福祉・食・交流の郷づくり事業、これは基本構想の中での三郷事業のリーディングプラン分でございます。事業費といたしましては486万4,000円。この歳入ですが、歳入のほうは決算書の45ページになるんですが、地域振興基金を使っております。残りは一般財源ということであります。

事業といたしましては、1番目といたしまして、医療福祉・食・交流の郷事業の中の幽学の里での米作り交流事業、これが977名の参加を得たところであります。それから、次の花を活用した交流事業、これは幼稚園園児等を含めまして、延べ178名の参加を得ております。

それから、旭市・茅野市児童交流事業、これは茅野市の児童が旭市へ来た事業ですね。48名です。8月5、6、7日に実施しております。この交流事業によりまして、下の事業効果ということで、さまざまな地域資源を活用し、地域住民が都市住民と交流することによって、郷土の歴史や文化が再認識され、地域の活性化に貢献することができたと思っております。

続いて、25ページになります。

道の駅施設整備事業、これは決算書の83ページ、85ページになりますが、事業決算額なんです、1億4,858万3,000円、これは国庫補助金が1億1,160万円ということで、これは合併推進体制整備補助金ということで歳入を受けております。

それから地方債、これは合併特例債で2,910万円、残りが一般財源です。25年度事業の主なものにつきましては、この事業内容の下の方になるんですが、まず調査・設計委託料、これがございます。それと物件調査、これは買収についての物件が1件ありましたので、その調査、それから不動産関係ですね。これは用地購入をしましたので、その関係費です。それから、下の公有財産購入費、これは土地購入費ということで、全体で1万5,745平方メートルを1億2,779万2,800円で購入したものです。この用地買収、事業効果なんです、用地買収が完了いたしまして、これからの事業進捗が図られるとともに、設計業務の実施によりまして、平成26年度の工事着手に向けての準備が整ったということになっております。

続きまして、次のページ、26ページをお開きください。

これは、「がんばろう！旭」復興支援事業ということで、決算額2,298万5,000円です。この財源は、その他にあるように、決算書の45ページにあるわけなんです、災害復興基金を全額充当しております。主な内容といたしましては、下にありますように、復興イベント開催事業、これに162万6,082円、これは防災フェア、これは群馬大の片田先生を呼んで講演をいただきました。それから、花と緑で旭を元気にするプロジェクト、それから杉良太郎さんが応援いただいた、そのときの講演の雑費を計上してあります。

2番目といたしまして、11事業、「がんばろう！旭」復興支援ということで2,135万9,000円を補助いたしました。これらのイベントなど各種復興事業を行うことによりまして、復興に向けて歩む市の姿を積極的に発信し、さまざまな交流の活性化が図られたところであります。

続きまして、28ページをお開きください。

これは、定住促進奨励金の交付事業でありまして850万円、これは財源ですね。決算書の45ページにあるんですが、地域振興基金を財源としております。この事業につきましの事

業内容ですが、新築住宅の購入が14件で700万円、中古住宅が3件ありまして150万円。この事業は、今回、補正にも予算計上してあるんですが、現在まででは51件の実績がありまして、転入者が147名、参考なんですが、合併時の住民基本台帳人口、これが7万1,527人でした。現在、26年の4月1日現在、これが6万8,150人ということで、9年間で3,377人減っております。これらの人口減少をとめるという意味では、効果があったのか、17世帯、47人が旭市に移住しまして、人口減少に一定も歯止めをかけることができ、活力あるまちづくりと地域の活性化が図られたと思っております。

続いて、最後になりますが、次のページのコミュニティバスの運行事業でございます。

総事業費が4,376万5,000円であります。財源ですが、その他ということで決算書の49ページにあるんですが、これは25年から広告料ということでバスに広告を掲載できるということで、これは7社が広告をしております。

全体の実績として、市内4地区で5台のバスを運行しております。旭地区、海上地区、飯岡地区、干潟地区、ここで個々に人数があるんですが、延べでは9万1,860人の方が使っております。この中で、ルートの的には、干潟ルートだけが国庫補助金がありまして、その辺を全体費用からその国庫補助金を引いて、さらにはこの使用料、運賃がありますので、この運賃がここには提示されていないんですが、703万3,467円あります。その残りを千葉交通のほうに補助するというので、4,376万5,080円となっております。

この事業効果なんですが、公共施設の利用、通院、通勤、通学、買い物等の利用など、市民生活の利便性の向上を視野に入れた公共交通施策の展開を図ることで、公共の福祉の向上が図られたと思っております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） 市民生活課で所管しております事業のうち、コミュニティ育成事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料27ページをお開きください。

本事業は、市内各地区の集会施設の建設や修繕及び地区住民のコミュニティ意識の醸成を図ることを目的とする事業でありまして、補助金を交付するものであります。

各種事業に対する補助率及び上限額は、事業概要の表中の項目欄並びに事業対象地区は表中の地区名欄に記載のとおりであり、決算額は774万円であります。内訳といたしまして、地区集会施設の修繕事業が8件で428万円、スポーツレクリエーション等施設整備事業が1

件で78万円、地区行事用備品購入事業が1件で18万円、宝くじの助成による一般コミュニティ助成事業が1件で250万円であります。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 今のご説明、27ページのコミュニティ、これ畳は駄目なんですよ。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） 畳については、ちょっとそのまま建物と一体ということなのでいいと思うんですが、はい、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 畳は駄目だと思ったんですけども、いいんだったんですかね。よければ……

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） 床はいいけど畳は駄目。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対して、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） 失礼いたしました。新築の場合はいいということで、修繕の場合には畳はちょっと駄目ということで、申し訳ありません。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 財政調整基金のことでちょっとお聞きします。

これからの見通しですね。推移と、それと近隣の状況をちょっと教えてください。

それと、今、コミュニティの話、今何件くらい埋まっていますか。多分申し込み結構あると思うんですよ。

○委員長（島田和雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

しばらくお待ちください。

それでは、後ほど回答していただくということで、そのほかの質問を先に。

それでは飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 先ほど総務課長にご説明いただいた、この全会計の決算についての2枚目、この地域手当、これが25年度決算では90万5,160円となって、これの内容と、何で24年度にはないのかということをお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 飯嶋委員の質問の中で、2枚目の病院会計を除く、その中の資料の地域手当が24年度はなぜないのかという、これは滝郷診療所のお医者さんの関係でございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） それでは、先ほどの景山委員の質問に対しまして、答弁をお願いします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 財調の、まず最初に、近隣の状況ということでお答えしたいと思います。匝瑳市が21億8,100万円、銚子市が161万円、25年末です、香取市が75億800万円、東金市が36億3,300万円というような状況です。旭市は52億4,500万円ということで、将来の見込みということは、これからの歳入歳出の状況によって変わってくるかと思えますけれども、少なくとも交付税が減るまでは、毎年少しずつ増えていくのかなと考えております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） 先ほど、コミュニティの関係でご質問いただきました。修繕に関しましては、毎年区のほうから要望を上げさせていただいておりますので、それに対してやっておりますので、待っていただくことはございません。

ただ、祭り用の備品の購入、これにつきましては、今、13件ほどちょっと待っていただくという形になっております。平成39年ころまでということになっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

では、高橋議長。

○議長（高橋利彦） それでは、先ほど説明のありました人件費の関係についてお尋ねします。

人件費、24年から見ますと、25年は14人減っているわけですね。そして、今、職員の採用については、やめたうちの何割かを採用すると、そういうふうになっていますね。ですから、このままいったら職員いなくなっちゃうわけですよ、極端に言えば。そういう中で、この合併後10年たった中で、職員のこの旭市としての定数、何人として見ているのか、当然、もう10年した中で、その最終的な職員数、試算は出してあると思うんですが、まずその辺をお尋ねすると。

もう1点、よくこの行政の場合は、類似団体とか何とかと言いますが、類似団体といたしましてもそれぞれ中身が違っていて、一概に言えないわけなんですよ。そういう中で、この近辺で一番人件費比率の、予算の中で安いところと旭市を比較した場合、どうなっているのか、その2点お尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まず、1点目でございますが、合併して10年がたちます。合併時の職員数というのは847名、そこに今年は708名、139名が減っております。ここで、第2次の定員適正化計画に基づいて削減をしてきていたんですが、次期計画については、やはり類似団体も一つの参考にはなると思うんですが、その地域の特性、保育所の数とかいろんな施設、公共施設の状況、そういうものを見て、もう合併後10年ですので、きちんとした旭市の職員数というものをつくらなければならないと考えております。ですので、今年度からは、そういうものの調査をしながら、また新庁舎も建設をしようとして今進めておりますので、その新庁舎に入る、そこにはもうきちんとした数字をつくっていかなければならないと考えております。

それともう1点、近隣の市との人件費比率というものについては、ちょっと各市の予算、それから面積とかいろんな施設とかあろうかと思いますけれども、そういう各市との人件費比率については、ちょっと今お手元に資料ございませんので、お願いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑。

平野副議長。

○副議長（平野忠作） それでは伺います。

決算書の85、説明資料の26ページ、「がんばろう！旭」復興支援事業、その中の内容の中で、花と緑で旭を元気にするプロジェクト、これは場所はどの辺を指すものなのか。

もう1点、グルメガイドマップ作成事業180万円、これの効果とか、これは何部くらいや

ったものなのか。

それともう1点、決算資料91ページの説明資料28、先ほど企画課長が言いました定住促進です。この事業で、かなり効果があって47人新たに増えたということで、また9月の補正で約2,000万円、約50件分ですか、出されたということで、これはもうすばらしい効果があったなと思っています。ちょっと聞くとところによりますと、何か匝瑳市では地元の業者を使った場合には、そういう補助金ですか、それも出すということを聞いていますので、その辺も詳しく調べてもらって、効果が表れれば、さらにそれらも今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（島田和雄） 平野副議長の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 1番目の花と緑で旭を元気にする、これは千葉大園芸学部の学生と地元がコラボして地域に花いっぱい運動を展開するということです。場所につきましては、いいおか荘の南側にプールがあるんですが、1か所はそのプールの南側の道路までの余剰地がありまして、そこに植えました。それから、八軒町の集会所があるんですが、その場所に1か所、またこれも花を植えたわけですね。それと、もう1か所は山本保険事務所がちょうど被災に遭いまして、今旭二中のところに来ているんですが、その土地をお借りまして、その3か所に花を植えております。

それから、グルメガイドマップですね。すみません、今、ちょっと調べてますので。

それから、定住促進の関係です。匝瑳市さんは、50万円プラスたしか市内の大工さんに頼んだ場合には20万円プラスでという70万円の助成をすると、その辺もその実態、実績は私どもももらってますが、結構増えています。その辺を含めて、私どもも25年度から始まったわけですから、検討させていただきたいと思っております。

グルメマップは、3万部作成いたしました。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 決算書の81ページですか、ここに説明書では24ページ、医療福祉・食・交流の郷づくり、ここに大原幽学が耕地整理を指導した水田を利用した米づくりを通じて、都市住民との交流を図ったなどということがありますが、その中で事業効果としては地域の活性化に貢献することができたということがありますね。幾ら交流を図っても、これが経済

が伴わなければ、これは効果が出たということに私はならないと思うんですが、こういうことによってどういう経済効果が出ているのかお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、議長のほうから経済効果ですね、これ実は25年の5月3日から4日にまず田植えをいたしました。7月7日に草刈りをして、9月8日に稲刈りをして、10月5日に収穫祭ということで、こちらに来ていただいて、その交流時点だけの効果というのはないと思うんですが、そういう交流によって旭市を見ていただいて、旭市の産業を見ていただいてということの、後追いの効果が出ているのかなということで書かせていただきました。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） では、そのような後追いの効果が出ているということであれば、具体的にどういう効果、例えば、この旭市の米がその地域で売れたとか、当然そういうことがあると思うんですね。それがどういうふうに出ていたのか。

それから、この米づくりに来る人、まだ従来から同じ市川市の人だと聞いておりますが、その辺、ちょっとお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） すみません、今、ちょっと資料がなくて分からないんですが、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） では、総務課長、答弁をお願いします。

○総務課長（堀江通洋） それでは、高橋議長のほうから近隣の市との人件費率はどうなんだというご質問の中で、決算統計の25年度の金額と人数、そういうものをちょっとご報告させていただきます。

25年度の決算統計から、旭市の場合、25年度の人件費というのが約51億5,100万円、それに対して匝瑳市は……

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） ちょっと休憩します。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 零時 4分

○委員長（島田和雄） それでは再開します。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、議長のほうから市川市もいるのではないということなんですが、先ほどの延べ977名の中には市川市の子ども会というのが221名おりますので、一番大きい交流の団体だと思います。

以上です。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） では、高橋議長、ちょっと確認ですが、今26年ですので、25年度のその銚子市なら銚子市の予算、それに対して職員が何名いて、全体の予算の人件費は何%占めているかの表を、銚子市、香取市、匝瑳市、そういう表をお作りして示したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） それは、よろしく願いいたします。

そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） それでは、特にないようですので、2款総務費についての質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで昼食のため1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 7分

再開 午後 1時 5分

○委員長（島田和雄） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて3款民生費について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算の認定についてのう

ち、社会福祉課関連の事業につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料の30ページをお開きいただきたいと思います。

地域生活支援事業でございますが、決算書におきましては、125ページと127ページになります。

この事業は、障害者総合支援法に基づき、障害者の皆さんが地域において自立した日常生活や社会生活が送れるようにさまざまな支援を実施したものであります。事業内容といたしまして、障害者とその家族が持つ悩み等に応じて指導や助言を行う相談支援事業や、手話通訳者等の派遣を行うコミュニケーション支援事業、障害者等に創作的な活動や生産活動の機会を提供する地域生活支援センターなど、ここに記載のとおりであります。

事業費の総額は7,967万1,311円で、前年度と比較しますと総額で867万円余りの増加となっておりますが、その一番の要因といたしまして、表中の委託料のうち一番上の相談支援事業委託料として経費が前年度より600万円ほど増加したことにあります。理由といたしましては、平成25年4月から新たに障害者虐待防止センターを設置しまして、24時間体制で障害者支援を行っていることによるものです。

続きまして資料の次のページ、31ページをお願いいたします。

自立支援事業になります。決算書では127ページと129ページになります。

この事業は障害者総合支援法に基づきまして、身体障害者、知的障害者、精神障害者への障害者福祉サービスを一元的に行うもので、サービスごとの給付費と利用人数につきましては、扶助費の欄に記載のとおりでございます。

事業費の総額は9億6,302万8,137円で、前年度と比較いたしますと、事業費で8,500万円ほど増加しておりますが、この要因といたしましては、ほとんどのサービスにおいて利用人数、利用回数が増加したことによるものでございます。

続きまして少し飛びますが、説明資料の38ページをお願いいたします。

こども発達センター運営事業でございます。決算書は143ページになります。

この事業は、平成25年4月に海上保健センター内に旭市こども発達センターを開設しまして、落ち着きがないですとか、友達とうまくかかわれないなど、心身の発達に心配のある未就学児の成長を積極的に支援するための事業で、1日当たり10名を限度に受け入れているものであります。

指導体制としまして、日常生活における基本動作を習得させるために、保育士及び看護師の資格を持った指導員を配置したほか、定期的に医師や作業療法士、言語聴覚士などを配置

いたしました。これらによりまして、集団生活に適応ができるように対応していくもので、そのための運営委託料が1,519万4,300円、その他の施設維持経費が230万7,174円となるものでありました。平成25年度は事業の開始年度でありましたので、実利用人数19人、年間延べ利用人数は356人でありました。

戻りましてすみません、財源内訳でございますけれども、こども発達センターにつきましては、その他としまして301万1,000円、これは利用料として国県から来たものと、本人の利用負担額を合わせたものでございます。

すみません、戻っていただいてよろしいでしょうか。30ページです。

地域生活支援事業につきましては、財源内訳、国県の支出金が3,365万4,000円、これは国2分の1、県4分の1の補助があるものでございます。

次の31ページ、自立支援給付事業につきましても財源内訳7億4,692万8,000円でございます。これも国県の支出金で国2分の1、県4分の1の負担があるものでございます。失礼しました。

次に、繰越事業についてご説明いたします。

決算書の122ページ、123ページをお願いいたします。決算書になります。

3款1目2項障害者福祉費、13節の委託料の翌年度繰越額欄の事故繰越し231万円は、障害者自立支援対策事業の電算業務委託料で制度改正に対応するための電算プログラムの改修を行う経費でございました。国からの仕様書の提示が遅れたため繰り越されたものですが、平成26年5月30日に業務を完了いたしました。

以上で社会福祉課関連の補足説明を終わりにします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、高齢者福祉課所管の事業についてご説明申し上げます。

やはり同じく決算に関する説明書により説明させていただきます。

32ページをお願いいたします。

地域包括支援センター運営事業でございます。決算書では133ページと135ページになります。

この事業につきましては、地域包括支援センターにおいて、高齢者の健康保持及び生活の安定のために必要な相談、支援、介護支援専門員の支援や要支援と認定された方への介護予

防ケアマネジメント等の業務を行ったものでございます。

事業内容の委託料は、要支援認定者の介護予防給付ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託したもので、委託事業所数は、全部で28か所。作成委託件数ですが、新規作成に係る初回分が83件、2回目以降が1,534件、合計1,617件の作成を委託したものでございます。その他の事業費等につきましては公用車等の維持管理費等で、合計の事業費は706万1,170円でございます。

財源内訳につきましては、その他1,092万2,000円ですけれども、これは決算書の49ページ、雑入になりますけど、雑入のところの介護予防サービス計画費収入が入っている。これは入ってきたものでございまして、一般財源マイナスの386万1,000円は、これはケアプランの収入より委託した数が少ないので、この収入から支出を差し引いた361万1,000円は決算書の131ページ、老人福祉関係職員給与費に充当しております。

続きまして33ページをお願いいたします。決算書においては135ページと137ページになります。

事業内容ですが、生きがい活動支援通所事業につきましては、介護認定において非該当となった方を対象に、デイサービスセンターで日常動作訓練や要介護状態への進行を予防することを目的として実施している事業であります。

この事業につきましては、市内2法人、やすらぎ園と旭市社会福祉協議会に委託して実施しているものでございます。利用者数は25人で、利用回数は延べ924回であります。事業費につきましては記載のとおりでございます。

次に軽度生活支援事業でございます。こちらにつきましても、介護認定におきまして非該当となった高齢者のみの世帯を対象にホームヘルパーを派遣し、家事援助などの生活支援やひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の訪問調査並びに見守りを実施する事業であります。

この事業につきましても、旭市社会福祉協議会へ委託をしております。利用者は6人で、利用回数は延べ250回であります。また、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の訪問調査を434件実施いたしました。

次に家族介護慰労金支給事業でございます。この事業の対象となられる方は、要介護4または5と認定され日常生活自立度、これは寝たきり度になりますが、B2以上の区分に該当する65歳以上の方を同居して介護している介護者に対しまして、慰労金を支給したものでございます。支給者は125人で、その内訳は要介護4の方が47人、要介護5に該当する方が78人であります。支給額は月額8,000円で、年2回、10月と4月に支給しております。

次に外出支援サービス事業でございます。これは、一般の交通機関を利用することが困難な方に、車椅子用のリフトつき車両を使いまして医療機関等への受診や入退院の送迎を行ったものでございます。

この事業につきましても、旭市社会福祉協議会に委託して実施している事業であります。平成25年度の利用者は43人で、延べ利用回数は1,053回であります。

財源内訳につきましては、その他58万7,000円につきましては、この4事業の利用者負担額を合計したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算の認定について子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

説明資料の34ページをお開きください。決算書では139ページになります。

出産祝金支給事業は、次代を担う子どもたちの健全育成に資するため、第3子以降を出産して養育する保護者へ20万円の祝金を支給し、出生の奨励と祝福をする市独自の事業でございます。25年度は、出産祝金が82名、制度改正前の経過措置として小学校入学祝金を66名へ支給いたしました。財源につきましては、市単事業でございますので、一般財源のみでございます。

次に隣の35ページでございますが、決算書では同じく139ページでございます。

乳幼児紙おむつ給付事業は、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、市独自の取り組みとして平成22年度に開始した事業で、満2歳になるまでの乳幼児を対象に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付するものです。平成25年度は、延べ1,018人へ購入券を給付したもので、実利用枚数は3万7,193枚となりました。財源については、こちらも一般財源のみでございます。

次に36ページをお開きください。決算書では141ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳から中学3年生までの医療費を負担する保護者に、当該費用の全額または一部を助成するものです。平成25年度は延べ6万2,784件に対して子ども医療費を助成したものです。内訳は、入院が延べ710件、通院が延べ5万1,968件、調剤が延べ9,973件、柔道整復が延べ133件となりました。財源については、子ども医療費対策事業費補助金、県の補助金でございますが2分の1補助でございます。それから子ども医療費で支払いました高額療養費の相当分、こちらを国保のほうからいただいておりますので、その他

として156万812円財源がございます。

次に37ページでございますが、決算書では同じく141ページになります。

子ども・子育て支援事業は、平成24年8月に公布された子ども・子育て関連3法により、平成27年4月1日にスタートを予定している子ども・子育て支援新制度の準備事務として、（仮称）旭市子ども・子育て支援計画策定のための基礎調査、ニーズ調査を実施するとともに、旭市子ども・子育て会議においてご意見をいただいたものです。財源につきましては一般財源のみでございます。

次に39ページをお開きください。決算書では149ページになります。

保育所統合整備事業は、平成19年度に実施した耐震診断の結果、改築が必要となった飯岡地域の公立の保育所について旭市公立保育所再編計画に基づいて統廃合を行ったものです。飯岡支所東側に、鉄筋コンクリート造り2階建て延床面積992.19平方メートルの園舎等を建設し、いいおか保育所として開所いたしました。財源につきましては、地方債、合併特例債でございます。こちらが3億380万円。それから段が逆になりますが、太陽光関係では一般社団法人太陽光発電協会から144万円、これは事業費の10分の1または1キロワット当たり8万円のいずれか低いほうということで、18掛ける8万円で144万円をいただいております。

次に40ページをお開きください。決算書では151ページでございます。

私立保育所すこやか保育支援事業は、私立保育所の運営や保育士等の処遇向上を図るため補助金を助成する事業です。補助金は、（1）予備保育士設置事業として4保育所へ918万794円、（2）保育士処遇改善臨時特例給事業として5保育所へ1,031万9,000円、（3）としまして運営費補助事業として5保育所へ128万7,000円、総額2,078万6,794円を助成したものです。

この事業の財源、歳入といたしましては、県補助金でございまして、（1）予備保育士設置事業のうち、右側に内容がございますが、四角の囲いの中で右側、内容の中にありますが、（1）の中で、予備保育士分が補助率2分の1でございます。それから特定乳幼児受け入れ分が補助率3分の2となっております。（2）保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、補助率10分の10でございました。また、（3）運営費補助事業につきましては、市単独の一般財源でございます。

以上で、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

福祉タクシー、これは……

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） ページね、予算書の125。

説明資料に人数が書いていないと思ったから、1人幾らか、そして今人数はどのぐらいいるかどうか。

それと地域生活支援事業、自立支援給付事業、民生費、だいぶ膨らんでいます。これからの推移はこれ以上膨らむんですか、課長。それをちょっとお教えてください。

それと生活保護、第63条、78条、73条というのはどういう意味でしょうか。

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） ページ数ね、これはかなり前だな。

すみませんけれども、ちょっと今何人くらいいるかどうか教えてください。

○委員長（島田和雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それではお答えいたします。

まず、福祉タクシーですが、金額につきましては1人1,000円の補助になります。それと人数ですが、交付人数が560人ということでした。総額で1,265万9,365円ということで、協賛金等もございますので、若干端数が出ておりますけれども、そういう金額でございます。

続きまして民生費の今後の動向ということでございますが、今までも1割から1割5分、15%ぐらいの伸びを示しておりまして、25年度から26年度、新年度予算を組む場合にも15%ほど増加を見込ませていただきました。障害者の数としましては、高齢者が障害認定を受けて、障害者となるというのが年々増加しております。ほかの障害者の数に比べまして増加しておりまして、この傾向はしばらく続くものと考えております。

次に生保の関係の条文の内容でございますが、決算書では49ページかと思えます。お願いいたします。

歳入の部分でございますが、雑入ですね、5項の雑入のところの弁償金と過年度収入の欄にございますが、まず備考欄の上から2番目、生活保護法の63条、これにつきましては、窮

迫している場合ということで、緊急で将来的には年金等が入るのかもしれませんが、現在手持ちがないという場合に、保護を一時的に行いまして、お金が入った時点では返還していただくというような、条件的なそういう場合に行う保護でございます。これが63条。

78条につきましては不正受給です。いわゆる所得があったのに申告漏れをしてしまったですとか、年金が入ったのを忘れて届け出が遅れたというようなことで、悪質な不正ではないかと思いますが、そういった形で本来受け取るべきでないものを受け取ってしまったという場合に返還をしていただくというものでございます。これが78条でございます。

それとその下の過年度収入の欄にあります、6番の生活保護法第73条というのがございます。これは、県の支出分、いわゆる居住地がないですとか定かではない方は、その現在地、旭市なら旭市で保護をするわけです。しかしそれは県費になるんですが、一旦は市民と同じように旭市が負担をいたします。翌年度に県からその分の費用が返ってくるものでございます。それが73条というもので、ここにあります金額は前年度分のものでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 説明資料の30ページなんですが、地域生活支援事業、これは障害者にとっても非常にありがたい支援事業だと思います。事業効果のところで各種サービスを提供することによって日常生活及び社会生活の質の向上を図ることができたとありますが、最近何かこうサービスが受けられることがだんだん当たり前になっちゃって、何か一生懸命働いているサラリーマンが、俺は障害者様だと、障害者に一生懸命どなられたり怒られたりしている事例もありました。それとあと、車椅子が非常に高度で性能よくなっているせいか、普通の歩行者がかなり危険な目に遭ったりしていることも自分は拝見しましたので、やっぱり税金でいろんな保護を受けられるので、それをちょっと一生懸命働く人のありがたさを障害を持った方に伝えられるような場面も最近は必要ではないかと感じましたもので、その点はどういうふうに取り組んでいくのか、お願いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまの質疑に対しましてお答えいたします。

確かに障害者の方が最近は恵まれているといいましょうか、要求が少し多くなってきております。といいますのは、その根底にありますのは、例えば移動する、映画を見に、楽しみに行くといったときに、健常者の方はそれは自分で行けるんだと、障害をお持ちの方はそれに行くことができないので私たちも行きたいよと、ですから送迎をしてくださいというよう

なサービスが増える、そういったようなこと、あるいは手話通訳者の方が普通に皆さんが聞くのと同じように聞きたいということで増えるということで、健常者の方と同じ要求がある、要望をしていいじゃないかというのが全体の動きの中で、そこを不足する分をケアしようということで年々増加しているように思います。

それと、一旦サービスを使いますと、便利でその使い勝手が分かりますので、回数が増えるということで金銭的には徐々に上がっているというのがございます。それが全体の流れでございますので、確かに要求も増えて大変な部分もございますけれども、全体の流れなのかなというふうに感じております。

それと、あと車椅子等の性能でございますけれども、いわゆる電動車椅子といったようなものがございまして、スピード等も調整できるというようなことがございます。旭市に、どこでもそうなんです、それを使い勝手を危険か安全か、その方が使いこなせるかどうかというようなことの判定を判定所で行いまして、その要望に応じて、希望したから全て支給するというものではございませんが、その要望とあと操作機能、そういったものを併せ持ってやっておりますが、スピードはそれほど出ないようにってはいるんですが、時々そういう事故等伺うことはありますけれども、そういう点につきましては、操作に関して十分できるように機能訓練等も実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分が感じたところではただいまの説明の中でもそういう流れにあるのかなと思いますが、一生懸命働いた人の税金でそういういろんな支援を受けられるんだから、一生懸命働いている何かおとなしそうなサラリーマンを怒っている場面がありましたんで、やっぱりそういう税金のありがたさも分かっていたいただけるような利用の仕方も、考えていただきたいと今後は思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 答弁よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 決算書の153ページ、生活保護扶助費のこの金額6億1,300万円、さっき景山委員も聞きましたが、人数、平均的なケースの支給額、それと最低賃金に対しての割合はどうなのかなと、毎年千葉県の最低賃金も上がっています。それに対して見直しとかそう

いったものもあるのかなというふうな形でお伺いします。

もう1点、この説明資料の34ページ、出産祝金事業、この②番の小学校入学時に出産祝金を受給した子が入学したときの5万円と、これはほかから引っ越してきた子どもは駄目なんですかね。それも併せてお伺いします。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 生活保護費でございますけども、ご案内のように年々増加している傾向でございます。それで、平均の金額というお話がございました。すみません、人数ですね。人数を申し上げます。医療扶助ですけども、これ310人です。それと介護扶助が50人、教育扶助が12人、住宅扶助費が235人、生活扶助費が347人、生業扶助費が7人、葬祭扶助費が5人ということでございます。平均というお話でございましたので、生活保護の1世帯当たりの金額、標準世帯で仮に33歳男、29歳女、4歳お子さんということでやりますと、12万8,120円というのが平均的な金額になっております。

あと最低賃金との比較というのがございましたけれども、生活保護費につきましては、年1回の見直しがございます、最低賃金等を勘案して基準改定がございます。毎年ございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） ただいまご質問いただきました資料の34ページ、2番の入学祝金の5万円のことだと思いますが、これは制度改正前にこの制度、出産して出産祝金10万円をいただいた保護者の方に差し上げる経過措置でございます。ですから24年3月31日以前にもうこの出産祝金をいただいてある方へ5万円差し上げております。ですから、23年生まれの人まででして、この経過措置は平成29年をもって終了する予定です。

なお、引っ越してきた方、例えばこれから引っ越して来られた方は、1年以上旭市に住所がございましたら、3子目の方は大丈夫です。経過措置につきましては、すみません、以前いただいた方ということで、以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 決算書の127ページの備考欄の13委託料の中で、配食サービス事業委託料、これが47万7,000円ということで、先ほどの説明のほうでもありましたけれども、1,590

食ということでありますけれども、この利用者人数が何人なのか。それからまたその利用された方の支払い方法、その辺をお伺いいたします。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 人数と支払い方法ですね。ちょっとお待ちください。

すみません、失礼しました。

人数につきましては、11人でございます。配食数は先ほど申し上げましたように、1,590件ということで、人数は11人でございます。すみません。

それとあと支払い方法でございますけれども、事業のほうを事業所のほうに委託しておりますので、その事業所で回収しているという形でございます。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 支払い方法が、今皆さん振り替え、口座でということではないみたいなんです、全員が。ですのでその辺ももし、であればちょっとご指導のほうしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからあともう2点、質問すみません、さっき追加がありました。

135ページの備考欄、これは5の緊急通報体制等整備事業の中の委託料の緊急通報システム事業委託料、これが地区別に何件ぐらいなのか、各旭、海上、飯岡、干潟の人数、それとあと病児、これも151ページの備考欄9、病児・病後児保育事業の431万円の内容についてお伺いいたします。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、ただいま支払い方法について振り込み等を検討していただきたいというようなご要望かと思いますが、この事業、実は人数も少なく、障害者に対するということで、試行的なことということで開始しております。現在、当初3名ぐらいだったんですが、人数も11人ということですので、試行的なものを継続中ということでございます。そんな中で人数的なことも勘案しまして、随時やっていたんですが、今後はそういった振り込み等についても検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、決算書の135ページ、備考欄の5緊急通報体制等

整備事業の地区別の設置台数ということでお答えさせていただきます。旭地域が133台でございます。海上地域が27台、飯岡地域が30台、干潟地域が9台、合計199台でございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 病後児保育の答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 失礼しました。すみません。ちょっと今、資料を見させていただきます。

151ページ、説明欄9番の病児・病後児保育事業の内容、内訳でございますけれども、これは私立保育園1か所、鶴巻保育園の分でございます。ここで病児・病後児保育を行っていただいておりますので、その保育所に対する補助金でございます。支出は431万円1か所分で、歳入としては県費のほうから3分の2の補助が来ております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時48分

○委員長（島田和雄） それでは再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 127ページの13委託料、その中の4番目のコミュニケーション支援事業委託料44万8,710円ありますが、これは手話通訳の関係だということでございますが、そういう中で行政が行うどういう規模の会議ですか。一つ、手話通訳を頼む場合、行政は集まりの規模、それによってこれは一定の基準を設けてあるのか。それから、旭市にはこの手話通訳をする人は何人くらいいるのか。その点まず1点お尋ねします。

それからもう一つは143ページ、こども発達センター運営事業、これは児童福祉法に基づき児童発達支援事業という中で、なぜ国等からの財源はなく、一般財源なのかをお尋ねしま

す。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） まずコミュニケーション事業に関してでございますけども、このコミュニケーションは1人、1対1でも本人が耳の不自由な方が病院に受診するですとか、そういった時に依頼をしてやることができます。会議等に出てくる方ということではございません。もちろんそういうこともございますけれども、基本的にはそういう制限はございません。私たちが会話をするのと同じように手話通訳を使う人も会話をしたいということで、病院の受診等が多いんですけども、そういうことで行っております。25年度は3人の方が利用されているということです。

この中にもう一つ、このコミュニケーションという中で、ALSというんですか、筋萎縮性側索硬化症といいまして、筋肉が萎縮してどんどん動かなくなっていくという、だんだん、内臓機能は動くんですけども運動機能は動かないということで、最後は顔の皮膚ですとか、目の動きだけでやるということで、そういうパソコンを使いまして、意思を伝達するものがございます。そういうものを利用する方がございまして、25年度はお一人いらっしゃいまして、そういうコミュニケーションも含まれております。

あと手話通訳者の方ですけども、旭市でボランティア的に行う方は会とかでございましてけれども、正式な通訳者としては把握しておりませんが、私どもが依頼するときにはいらっしゃいまして、千葉のほうへ依頼しまして遠方から来ていただいているというのが実情でございます。

それとこども発達センターでございますけれども、これにつきまして国県の補助ということではございませんで、市が事業所になりまして、事業を展開しております。その中で、負担金といいましょうか、お一人参加すると約7,000円ぐらいになるんですけども、市が事業所としてお一人受け入れた場合に1日7,000円ぐらいの金額が来ると、その財源はもちろん国でございますけれども、そういったことで、受け入れたことによってそれを補填しているということで、初年度でしたので今年は300万円ほどでございましたけれども、いわゆる市が事業所としてこのセンターを運営しているということです。ほかの社会福祉法人が運営したりするのと同じ形で市が事業所として運営したという形でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 今の説明ですと手話通訳の関係、旭市には誰も手話通訳をする人がいないと、遠方から頼むと、そういう中で、じゃこの手話通訳に頼らざるを得ないろうあ者は、旭市に何人くらいいるのか。それからそういう中で遠方からとなった場合、希望どおり、要望どおりそれが頼めるのかどうか。

それからもう一つ、先ほどのこども発達センター、これは恐らくこの予算から見ますと301万円は、これは利用者からもらう料金だと思いますよね。それだとこれ、こういう法がある中で、ここでは全然あれでしょう、その他の予算しかなくて、国県から全然ないでしょう。普通であれば、こういう法があれば、国県からの支出があるわけですよね。なぜないのか。それをお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 当初の利用者の人数でございますけれども、手話通訳を自由に使って、それを利用する方というのは非常に少なく、使える方はいるかと思うんですけど、利用した実績では5人ほどでございます。旭市では今のところ。しかし、もっと使える方はいるかもしれませんが、手話通訳を頼まないで筆談によってやっているとか、そういう方はあるかと思います。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 何人の方が実際に使うかというか……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 聴覚の障害をお持ちの方、この方は111名いらっしゃいます。しかし手話というのも特殊でございまして、聴覚障害のある方が全て手話を使いこなせるかというところでもございまして、使える方はまた限られてしまうという実情がございます。

それとこども発達センターの費用の関係でございますが、この300万円は利用者の自己負担だけではございません。利用者の自己負担は非常に少額でして、そのほとんどは国保連のほうに市が提携しまして、請求をいたしまして、国保連からいただくお金ということになります。その財源のほとんどは国から来ておりますので、市がこのこども発達センターを運営するに当たり利用者分としていただけると、いわゆる一般の事業経営と同じような形になります。その収入が300万円だったということで、初年度でございますので若干見込みは少なかったということです。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

平野副議長。

○副議長（平野忠作） 決算書の125ページ、備考欄8のグループホーム運営費等の補助事業ですね、その19の負担金補助及び交付金が障害者グループホームのこの補助金、これは利用者は何人くらいか。そしてグループの何施設にやっているかと、それと障害者の重度はどのような皆さんがご利用なされているかということ、3点。

○委員長（島田和雄） 平野副議長の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ちょっと今調べますので、1回すみません。

○委員長（島田和雄） それでは今、調査中ということでもありますので、ほかに質疑はありませんか。

ではちょっともうしばらくお待ちください。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） それでは、宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 時間があるみたいですから、説明資料の38ページ、その他事務費のところで電子証明書とあるんですけど、これについてどのようなものなのか。それと人数、分かりましたらお聞きしたいんですけど。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） すみません、今聞き漏らしました。38ページの何でしょうか。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（加瀬恭史） そうですね、すみません、失礼しました。

これは先ほど国保連と言いましたが、国保連とお金の支払い方法をやっているわけです。それは電子請求システムといいまして、パソコンでやりとりをしております。そんな中で、不正のアクセス等を防ぐために、いわゆるパスワードとIDカードを使っているわけなんです。そのパスワードとIDカードを使ったときに、それが私どもの事業所だということがはっきり分かるかどうかという確認をするわけなんです。それがこの電子証明書です。

印鑑証明でいいますと、IDカード、パスワードは実際に動くものですので、印鑑の実印に当たるようなものでございます。この電子証明書はあらかじめ登録をしておきまして、それはまた国保中央会というところに運営を任せているんですが、そこに登録をしておきまし

て、そこから発行してもらう、これが実印でいいですと印鑑証明書のような働きになります。そのやりとりを年に1回やりまして、発行してもらおうというもので、これは1件分でございます。

それと、先ほどのグループホームの人数でございますが、失礼いたしました。グループホームは13事業所でございます。人数は57人でございます。グループホームにつきましては、現在は精神、それと身障、知的という3種の障害をお持ちの方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、3款民生費についての質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、4款衛生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 衛生費ということで、初めに健康管理課のほう所管いたします主要事業決算につきましてご説明をさせていただきます。

決算説明資料41ページをお願いをしたいと思います。

初めに、保健衛生総務事務費についてであります。決算書のほうは、155から157ページになります。

まずは、主な事業の内容でございますけれども、市民の休日救急診療を確保するため、旭中央病院附属飯岡診療所で休日診療を実施したものであります。決算額は1,509万6,000円で、このうち休日救急診療に係る委託料につきましては525万円でございます。70日間、442名の方が受診をされております。

本事業によりまして、休日における初期の急病者の救急医療を確保し、市民へ充実した医療サービスを提供することができたものであります。

次に、説明資料42ページをお願いをしたいと思います。健康増進事業関係についてであります。決算書のほうは、163から165ページになります。

本事業につきましては、各種検診の年齢に該当する方を対象に、健康増進法に基づき保健事業を実施したものでございます。決算額は8,218万5,000円で、特定財源の国県支出金460万4,000円はがん検診に対する国庫補助金、それと健康増進事業に対する千葉県からの補助金であります。

主な事業の内容でございますけれども、がん検診事業でございまして、がん予防のため早期発見・早期治療につなげる検診事業を実施したものであります。胃がん検診ほか、延べ3万934人が受診をされております。本事業によりまして、健康の保持と生活習慣病の予防に貢献することができたものであります。

43ページ、感染症予防対策事業についてお願いしたいと思います。決算書のほうは165ページから167ページであります。

本事業は、感染のおそれのあります疾病の発生及び蔓延を予防することを目的に予防接種を実施したものであります。決算額は1億1,400万4,000円でございます。

特定財源のうち国県支出金83万7,000円につきましては、昨年度大流行いたしました大人の風しん予防のための緊急措置として、県から補助されたものでございます。また、その他36万7,000円につきましては、70歳以上の高齢者肺炎球菌予防接種事業に係る財源充当でございます。

決算書のほうは37ページ、48ページになります。

主な事業内容でございますけれども、麻しん・風しん等の定期予防接種でありまして、このうちヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンが定期接種に25年度から加わっております。しかし、ご承知のとおり子宮頸がんワクチンにつきましては、昨年6月、積極的勧奨の差し控えを国が表明したため、接種者が当初予定より激減したものであります。

次に、このほかワクチン接種費用の助成をしております、65歳以上のインフルエンザワクチンにつきましては1,000円を助成しておりますが、9,850名の方が接種しております。また、70歳以上の肺炎球菌につきましては3,000円を助成しておりますが、570名の方が接種しております。また、大人の風しんにつきましては377名の実績であります。

44ページ、お願いしたいと思います。母子保健事業関係についてであります。決算書のほう

うは、167ページから169ページになります。

本事業は母子保健の向上を図るため、保健指導・訪問指導・健康診査等を実施したもので、決算額は5,456万9,000円でございます。特定財源の国県支出金96万9,000円につきましては、赤ちゃん全戸訪問に対する千葉県からの補助金であります。決算書のほうは96ページであります。

主な事業内容ですが、まず妊婦と乳幼児健康診査事業につきましては、4か月の乳児、1歳6か月児、3か月児の健康診査、それと妊婦と9か月から11か月の乳児の一般健康診査、そして2歳児の歯科健康診査を実施したものであります。育児支援事業につきましては、妊娠時に実施いたします両親学級をはじめ、発達面で心配のある子に対しまして親子遊び教室を開催し、育児の仲間づくりで母親の孤立や閉じこもりをなくすなど、育児支援対策を実施したものであります。

赤ちゃん全戸訪問事業につきましては、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問指導を実施いたしまして、健やかな成長と子育てを支援したものであります。480件の実績であります。本事業によりまして、妊娠・出産期から乳幼児期に至る総合的な母子保健サービスを提供することで、育児不安の軽減と次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援することができました。

最後に、45ページをお願いしたいと思います。養育医療給付事業についてであります。決算書のほうは169ページから171ページであります。

事業の内容といたしましては、出生時の体重が2,000グラム以下で医師が未熟児養育医療を必要と認めた乳児が、諸機能を得るまでの入院医療に係る費用を助成したものであります。決算額は471万1,000円であります。特定財源のうち国県支出金308万3,000円は養育医療に対する国と県からの負担金でございます。また、その他の77万6,000円につきましては、個人負担金でございます。

本事業によりまして、身体能力が薄弱な未熟児に対しまして、出生後直ちに適正な医療費を給付することで保護者の経済的不安を軽減し、乳児の生命の保護を図ることができたものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、環境課所管の事業について、補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料により、ご説明をさせていただきます。

46ページのほうをお願いいたします。合併処理浄化槽設置促進事業でございます。決算書では175ページになります。

この事業は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、合併浄化槽への転換設置費の一部補助及び震災により被災を受けた浄化槽の入れ替えに要する経費の一部を補助したものでございます。決算額は、2,298万2,000円でございます。特定財源の国庫支出金1,390万6,000円の内訳でございますが、国庫補助金が487万1,000円、県補助金が903万5,000円であります。その他の90万円でございますが、災害復興基金繰入金となっております。設置基数でございますが、転換設置で38基、被災地浄化槽の入れ替えで6基となっております。転換設置分の補助額に対しまして、国県それぞれから3分の1の補助金がございます。また、転換上乘せ分は撤去及び埋設経費としての補助で、2分の1が県から補助されております。なお、被災地浄化槽の入れ替えでは、県から補助額の2分の1が補助されております。

次に、47ページをお願いいたします。

住宅太陽光発電システム設置助成事業でございます。決算書では181ページとなります。

この事業は、地球温暖化の防止等地球環境の保全を目的として、省エネ型社会の実現と自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する個人の方に、その設置費用の一部を補助したものでございます。決算額は1,170万2,000円でございます。特定財源805万円は県補助金で、補助金交付件数は127件でございます。

次に、48ページをお願いいたします。塵芥処理施設運営費でございます。決算書では183ページから185ページになります。

これにつきましては、一般廃棄物を適正に収集・処理するため、クリーンセンター及びグリーンパークの安全な運営と維持管理を行ったものでございます。決算額は4億4,198万8,000円でございます。特定財源は、国庫補助金で37万8,000円、その他は手数料及びリサイクル資源売払収入で3億297万5,000円であります。

事業内容では、廃棄物の収集・処理で2億1,474万9,000円、施設の維持管理で2億2,145万4,000円であります。

次に、49ページをお願いいたします。災害廃棄物処理事業でございます。決算書では185ページになります。

本事業は、東日本大震災により発生した震災廃棄物の収集・運搬・集積・分別・最終処分を千葉県、千葉県廃棄物協会、旭市建設業災害対策協力会の支援により、迅速かつ適正に処理を行い、市民の生活環境の保全と速やかな復旧に努めたものでございます。決算額は

6,552万1,000円で、特定財源の国庫支出金の内訳は、国庫補助金が6,484万円、県補助金が68万1,000円となっております。

以上で環境課の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 先ほど、歳入のほうで質問しましたんですけれども、再度質問させていただきます。

29ページの備考欄の、ここは12款2項2目の衛生手数料のところの備考の2ですね。犬の登録等手数料が91万5,200円、それと狂犬病の予防注射済票交付等手数料が161万8,650円の犬何頭なのかお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、決算書の29ページでございます備考欄の2番、犬の登録手数料91万5,200円の内訳でございますが、新規の登録手数料につきましては、1頭当たり3,000円でございます、これが304頭でございます。また、登録済みの鑑札の再交付というのが2件ございまして、これが1,600円で2件でございます。合計で91万5,200円となります。

それと、狂犬病予防注射済票の交付等手数料でございますが、こちらは1件が550円でございます。頭数は2,943頭でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございます。

24年の決算では、2の犬の登録手数料が95万2,600円で、3の狂犬病予防注射のほうの手数料が167万350円ですけれども、24年は何頭だったのか、ちょっとちなみに。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 24年につきましては、新規登録で317頭でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 狂犬病のほうは。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） すみませんでした。予防注射の注射済票でございますが、3,037頭でございます。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 25年はこの調定額を見ると269万5,050円ということで、24年の決算を見ると292万5,350円ということで、ちょっとこの調定額そのものが25年度も少しは減っているのかなという感じなんですけれども、例えば、前ですとかなり何か所でも犬の注射の会場があったんですけれども、今かなり学区ごとになってきたのか少なくなっているのかなと思うんでその辺はどうなのでしょう。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 犬の注射及び登録につきましては、各支所であるとか本庁であるとか、こちらのほうから出向きまして、獣医の先生にもお願いしまして、集合注射という形で4月に実施しております。その中で、当日お見えになれなかった方につきましては、後日その都度登録なり、注射済票、それを交付していくといった形で事務を進めております。
以上でございます。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 距離的に犬を連れて注射に行くということで、かなり不便になってきて、その部分で減っているということはないのかなというふうには思うんですけれども、その辺どうなのでしょう。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 今年の集合注射の中では、終了後ですね、特に遠くて注射に行けなかったとか登録に行けなかったとか、もっと近くでやってくれよとか、そういったお話というのは、特に環境課のほうにはお話は届いておりません。
以上でございます。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございます。

私のところへはかなりそんな話もあって、もう少し犬の、こんなに少ない数でないのかなとは思いますが、よろしくお願いいたします。

あと、もう2点ほど質問させていただきます。

ページ数が177ページ、備考欄の9、犬猫の不妊去勢手術普及事業なんですけれども、今猫は何匹まで助成対象になっているのかなと。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 1年間何匹までということですが、同一年度では2匹までということになっております。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） これから、2匹ではなくて、3匹でも、そういうこともあるので、2匹だけじゃなくて、希望、必要な部分でもう少し幅を持っていただければというふうには思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、181ページのこれは備考欄4、住宅用太陽光発電システム設置助成事業ということで、これは平成22年以前からずっと始まってきましたけれども、22年からの、22、23、24、25年までの件数と金額をお願いできればと思います。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、太陽光発電システムの22年度からの実績というご質問でございますが、合計で282件ございます。補助金額的には2,582万円でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 合計ではなくて、平成22年と23、24、25年の内訳をお願いします。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 失礼しました。それでは、年度ごとに申し上げます。

平成22年度、33件でございます。補助額は284万8,000円でございます。23年度、49件でございます。補助額は433万7,000円でございます。24年度、73件でございます。補助額が693万3,000円でございます。25年度でございますが、こちらは概要書にございますとおり、127件で1,170万2,000円の補助金でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございます。

今度、27年の予算が始まる時には、またかなり需要が多くなっていると思いますので、もう少しまた予算のほうもしっかりとつけていかれたらいいのかなと思いました。

以上です。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 来年度の予算の関係でございますが、昨年までの実績、また今年度の予算要求時までの実績等々を考慮した中で、基数のほうは定めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 予算書の183ページ、塵芥処理費のところでお尋ねします。

委託料のところ、害虫等防除委託料の額が安いんですが、8万4,000円。これはどういう害虫等防除しているのかお尋ねしたいと思います。

それと14番の使用料、賃借料、機械借上料が229万1,000円ありますが、この機械はどんな機械を借りているのかお尋ねしたいと思います。

そして、15番の工事請負費グリーンパーク改修工事、どんな改修工事なのかちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、まず委託料の害虫等防除委託料8万4,000円ということでございますが、こちらは焼却施設のほうの関係でございます、虫の種類ということでございますが、ゴキブリとかダニというような形になります。

それから、重機の借上料ということでございますが、少々お待ちになってくださいませ。すみません、こちらは、機械借上料229万1,940円でございますが、ペットボトルのプレス機、これのリース料でございます。

それから、次の工事費、グリーンパークの工事費の関係でございますが、こちらはグリーンパークの排水施設整備工事が主なものでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 165ページのがん検診事業7,900万円についてお尋ねします。

まず、がん検診された方がかなりいるわけですが、その中で精密検査された方はどのぐらいいるのか、その率。

それと、その中で胃がんの検査ですね、ちょっとたまたま私が知っている人が胃の具合が悪くなって、ずっとがん検診やっていたわけですね。胃が具合が悪いということで医者に行ったらこれはがんだということで、精密検査した中でね。それで、よくよく聞きましたら、バリウムでは完全に把握できないんだそうですよ。そういう中で、今このがん検診では、多分バリウムでやっていると思うんですが、そういうことを聞いたことがあるかないか、まずその辺お尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、がん検診ということで、まず精密検査の関係ですけれども、これはトータルで申し上げたいと思います。平成25年度の受診者数、先ほど申し上げましたけれども、延べで3万934人でありまして、受診率は27.4%であります。この中で、精検者数が1,272名、精検率は4.1%ということであります。さらに、精検を受診した方、そのうちですね、これを受診した方が1,222名という形で数字的には残っております。

もう1点ですけれども、現在集団検診でがん検診やっておりますけれども、千葉予防財団というところで、これはどこの市町村も同じですけれども、集団検診ということでバスを見かけた方もいると思いますけれども、そういう中で実施をしているわけですけれども、やはり財団のほうでも常にこのがん検診につきましては、前向きな姿勢をとっております、今議長おっしゃいましたような、バリウムで云々というような、すみません、今のところ聞いたことありませんけれども、やはりこういった時代ですので、いろんな研究をされているのかなというふうに思いまして、今のシステムですとバスはもう決まった検診が基本になっておりますので、それをアレンジしていくというのは今ちょっと難しいのかなというふうに思っておりますけれども、きょういただきましたので、また財団のほうともよくお話をさせていただきたいなと思います。

以上であります。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時49分

○委員長（島田和雄） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、4款衛生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課で所管しております5款労働費につきまして、補足して説明をさせていただきます。

決算書のほうの184ページからとなります。184ページのほうをお願いいたします。

最初に、185ページお目通しいただきたいと思います。185ページ、備考欄1労働諸費でございます。説明欄8報償費7万円につきましては、商工業者の永年勤続優良従業員への報奨金でございます。対象者は30年勤続者3名、25年勤続者4名、合計7名の方に昨年度交付をいたしました。さらに、説明欄19負担金補助及び交付金43万2,000円、これにつきましては、雇用対策協議会への補助金でございます。平成25年度雇用対策協議会への加入企業32社でございます。

続きまして、187ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

ページの上段、備考欄2のところの職業相談室運営支援事業につきまして説明をさせていただきます。

職業相談室につきましては、商工観光課東側に、国の機関であります銚子公共職業安定所、ハローワーク銚子ですね、この出先機関としまして国と旭市で共同で現在まで旭市地域職業相談室、これを設置してございます。常時、専門の相談員3名を配置しまして、相談業務を行っております。

相談室の利用状況等につきましては、平成25年度相談件数で8,988件、月平均749人、この方が相談をしております。うち、25年度就職者につきましては、1,253人、前年比4.9%の減となっております。そういうふうなことで、求職者の利便性が旭市にあることで図られた、そういうふうな理解をしております。

以上で、5 款の説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5 款労働費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 予算書の187ページ、職業相談室運営支援事業、ただいま説明いただきましたが、相談に見える方は8,988名と、それで就職が内定した方が1,253名と、何か意外と確率が自分自身は低いかと思いますが、これは何で確率が低いのか。また、働きたい人のニーズがどこかに思惑と違った部分があるのか。その思惑の違いみたいな部分が分かれば、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうからも相談件数、相談されている方が約9,000人近くいるわけですが、まとまった方が1,200人ということで、確率的にということでございます。すぐ、いつも隣で見えていますと、結構同じ方も来ていらっしゃるという、例えば失業保険ですか、そういう受給者につきましては、ちゃんと就職活動してるという証明もいります。そんなところで、数との確率があるのかなとそういうふうに考えております。

○委員（向後悦世） 分かりました。ありがとうございます。

以上でいいです。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、5 款労働費についての質疑を終わります。

続いて、6 款農林水産業費について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、6 款の農水産業費について決算に関する説明資料により、ご説明を申し上げたいと思います。決算書は193ページになります。それから、説明資料の50ページをまずお開き願いたいと思います。

農水産業災害復旧資金利子補給事業でございます。決算額192万2,000円、これにつきましては、東日本大震災によりまして被害を受けた農業者と漁業者が、経営の安定及び施設の復

旧のために利用した制度資金についての利子補給を実行したものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、51ページをご覧いただきたいと思います。決算書につきましては、195ページになります。園芸生産……

(発言する人あり)

○農水産課長（高木寛幸） 失礼しました。

それでは、失礼いたしました。51ページご覧いただきたいと思います。決算書は195ページになります。

園芸生産強化支援事業でございます。決算額7,907万1,000円でございます。国県支出金が6,017万1,000円、一般財源が1,890万円でございます。これは県単事業の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業や園芸生産利用拡大支援事業を活用いたしまして、施設整備や省力機械の導入及び施設の改修が16件、耕作放棄地を再生したものが1件ということになります。また、市が独自に行いました施設園芸暖房用燃料高騰対策事業補助金527戸、これを実行したものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。決算書は201ページになります。

さわやか畜産総合展開事業でございます。決算額576万3,000円です。国県支出金が384万2,000円、一般財源が192万1,000円でございます。機能向上整備事業といたしまして、浄化槽から出る汚泥の脱水機整備これが2件と、周辺環境整備ということで堆肥舎のにおい軽減のための脱臭装置整備1件、これを実行したものでございます。

続きまして、53ページをご覧いただきたいと思います。決算書は203ページになります。

農業基盤整備事業でございます。決算額1,789万2,000円、これにつきましては市内で行われております土地基盤整備事業5つの工区への負担金でございます。この財源につきましては、地方債が1,610万円、一般財源が179万2,000円となっております。

次に、54ページをお願いいたします。決算書は同じく203ページになります。農業水利施設改修事業でございます。決算額1,550万3,000円につきましては、県営事業で行われております共和地区での用水施設の長寿命化を進める改修事業の負担金と、市内の各用水組合などが行う水路改修事業13件を補助したものでございます。財源につきましては、地方債が560万円、一般財源が990万3,000円となっております。

続きまして、55ページをご覧いただきたいと思います。決算書は205ページになります。

減災林整備事業でございます。決算額1,679万7,000円です。上の段の委託料につきましては

は、三川浜地先でユートピアセンター西方の海岸保安林への減災盛土を行うための測量及び設計の業務委託と、下の段の工事請負費については、中谷里地先でパークゴルフ場から西側の塩場川までの間に減災盛土工事を実施したものでございます。財源につきましては、災害の基金を利用しまして1,679万6,000円を支出したものでございます。一般財源は1,000円となっております。

以上で、農水産課の説明を終わらせていただきます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、6款農林水産業費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、2点ほどお尋ねいたします。

説明資料の52ページのさわやか畜産総合展開事業なんですけども、現在までの旭市内の畜産農家の進捗状況といいましょうか、完了度といいましょうか、今までの進行状態何件くらい、何%くらいが完了したかということ分かりましたら、お尋ねしたいと思います。

それと、もう1点、決算書の205ページ、6款2項1目15節の保安林植栽事業、これに關しまして、植栽工事を行った面積と内容について詳しく分かりましたらお尋ねいたします。

また、それにおける繰越明許費9,860万円の内容についてお尋ねいたします。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、今ご質問がありました、まず1点目さわやか畜産総合展開事業につきまして回答させていただきます。

平成25年度、今ご説明いたしました事業内容につきましては、浄化槽にたまった汚泥を脱水して堆肥化する機械の導入2件と、堆肥を攪拌して無臭化する機械の導入1件ということとございまして、今言われました旭市内の処理件数ですか、この件数に関しましては、各市町の情報が今取りまとめてありませんので、合併後の資料しかありませんけども、平成17年からは11件の畜産農家に対して導入がありました。

家畜排せつ物の管理の適正化に関する法律というのがありまして、この機械を、機械というか、脱臭装置ですとか無臭化する装置を今義務づけられておりますので、現段階では旭市の市内全ての農家が、皆さん機械を設置しているものと、農水産課のほうでは考えております。ただ、既存の施設、これが老朽化するということがありますので、増設や改修が今後実

施されるかと思います。

それから、2番目の決算書205ページ、備考欄の保安林植栽事業につきましてですけれども、保安林植栽事業での工事請負費の植栽工事につきましては、説明資料の55ページに載っております。下の段ですけれども、中谷里地先での減災施設整備工事、この工事の場所に関して盛土工事を行いましたので、周辺の市有保安林、こちら846平米にクロマツを526本、トベラを135本、マサキを135本、計796本植栽した事業でございます。

それから、決算書205ページ、工事請負費、繰越明許費9,860万円についてですけれども、平成25年9月補正で承認いただきました保安林減災盛土工事でありまして、25年度で路線測量・設計等を委託しましたがけれども、工事につきましては盛土の流用等の調整が遅れたために今年度に繰り越しとなりました。

内容につきましては、三川浜区民館から東へ船曳場までの449.2メートルで、海水面の高さより6.3メートル、この高さに盛土をすると、現況の高さでは約3メートルほど盛土の工事になる予定でございます。進捗状況ですけれども、現在入札を終えまして10月より工事が始まる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 193ページ、説明欄19の産業まつりの補助金なんですが、去年はたしか干潟と旭一緒にやったと思うんですが、両方で幾ら、289万4,309円と、280万、干潟のほうが1円違うんですがね。これは何、両方一緒に足したということ、560万円ということ。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） これは、今おっしゃいましたように、旭と干潟合同で行いまして、合計578万8,617円が支出ということで、半分に割りまして、この端数が1円生じたのでプラス1円ということで、すみません、ご了解をいただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） これは出店者に応じて違うんですかね、何か海上が一番高いんですけど。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 内容につきましては、海上のほうが若干、すみません、比較がな

かなかできていなくて、イベントの委託料に関して一つだとやはり350万円海上がかかっておりまして、イベントの旭、干潟ですと480万円で割る2ということです、その辺が金額がちょっと割高になっているという状況です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 説明資料の52ページ、さわやか畜産総合展開事業ですか、これをお尋ねします。

いずれにしても、農林水産業の補助金というのは国が出せば県も出す、県が出せば市が出すと、そういうシステムになっているわけですね。それで、この関係については市が一般財源から出しているわけですが、時たま特定寄附というんですか、目的を持った寄附ありますね、そういう中で市はこういう補助金はどういう基準に基づいて補助金を出しているのか、それをお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 補助金に関しまして、さわやか畜産総合展開事業の補助金ということによろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○農水産課長（高木寛幸） 今までの寄附に関しましては農業振興に役立てていただきたいということで、寄附を受けましたもので、こちらの農業振興費の中に組み入れてあるということです。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） じゃ、その寄附は改めて目的を持った寄附じゃないんですか。じゃ、あの寄附の中に何でそういうふう限定してあるのか。じゃ、その補助金は何に使ってもいいですか。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 私が聞いておりますところは、農業振興にということで、特に目的、これにということはないと聞いております。

○委員長（島田和雄） しばらく休憩します。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時 5分

○委員長（島田和雄） 再開いたします。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） すみません、干潟町の時代には、農業者の寄附をいただいて、それを補助金ということで事業に活用したというのがありますけれども、旭市になってからはないということです。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） じゃ、あのね、報告の中に、特定寄附というのがあるわけですよ。これは、そのための寄附じゃないんですか。それとも、何でもいいから使ってくれと、そういうあれなんですか。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） ブライトピックさんから寄附をいただいたのは300万円、決算書のほうに載ってございます。そちらは、農業振興にということで役立てていただきたいということ でいただいた金額でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、6款農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、7款商工費について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、7款商工費につきまして説明をさせていただきます。決算書につきましては、208ページからお願いをいたします。

なお、説明につきましては、最初に決算に関する説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。決算に関する説明資料、まずは56ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、56ページ消費者保護対策事業につきまして説明をさせていただきます。決算書では211ページからとなります。この事業につきましては、決算額で993万7,000円ということ

になってます。財源内訳につきましては国県支出金、実は国県支出金は消費者行政活性化基金ということで国から801万6,000円、これを使わせていただいております。その他の財源20万円につきましては県の金融関係の基金から20万円いただいております。残りにつきましては、一般財源ということになっております。

事業の内容としましては、複雑多様化します消費者問題に対応するために、消費生活センターを設置をしてございます。消費者トラブルの解決を図るとともに、市民向けの各種講座や啓発用リーフレットの配布、こういうことを行っているものでございます。今後も消費者生活センターの自立を図りながら、消費者被害を未然に防ぐよう努めてまいっているところでございます。

25年度、この消費者生活センターの相談員1名増やしまして、5名体制としております。常時2名相談に乗っているということでございます。消費者保護対策の充実というようなことで図っております。

平成25年度の相談件数711件となっております。なお、25年度からは毎月1回週末出張相談というようなことで、各土曜日に地域の公民館、さらには市内のショッピングセンターサンモール、ここで会場をお借りしまして、相談活動を行っております。

続きまして、57ページのほうをお開きいただきたいと思います。商業活性化推進事業でございます。決算書では213ページからとなっております。

この事業の財源につきましては、全て一般財源2,083万5,000円ということでございます。

この事業につきましては、商店街の活性化策を実施するための事業に対しまして、支援をしているものでございます。商工業の後継者育成事業2つの組織に対しまして合計で28万5,000円の支援、商業振興事業としましてプレミアム付き共通商品券の発行事業に1,500万円、さらに4つの商店街組織の運営費補助としまして303万円、これらを支援させていただいております。

さらに、商店街等活性化事業につきましては、商店街が実施しますイベントへの補助、5つの団体に合計で150万円、施設整備事業1つの団体、駐車場の借上事業に対する支援を3つの団体、合計で102万円を支援させていただいたものでございます。

続きまして、決算に関する説明資料の58ページをお開きいただきたいと思います。決算書のほうでは215ページからになります。中小企業復旧支援事業でございます。決算額につきましては、2,962万3,000円でございます。財源につきましては、2,950万8,000円を復興基金、11万5,000円を一般財源ということで活用させていただきました。

この事業につきましては、震災で被害の発生しました市内の中小企業の経営再建に必要な施設及び設備等の復旧に要する経費を補助したものでございます。34事業者、合計で2,962万3,000円でございます。この事業につきましては、国のグループ補助金4分の3という補助があったわけでありまして、この事業を活用できなかった中小企業者への支援として創設をさせていただいたものでございます。補助率は2分の1以内、上限は100万円ということで支援をさせていただきました。

59ページのほうをお目通しいただきたいと思います。旭市特産品開発事業でございます。決算書のほうでは215ページとなります。財源につきましては、特定財源その他ということで、復興関係の基金からの活用でございます。旭市の豊富な産品を使いまして、新たな商品開発を行う事業者に対しまして、開発経費の一部を支援させていただいたものでございます。昨年平成25年度につきましては、11の事業者、合計で378万円を補助金交付させていただいております。

内容等につきましては、記載のと通りの11の案件でございます。補助率は事業対象費の2分の1以内の支援、上限は50万円となっております。

次に、60ページのほうをお願いいたします。60ページにつきましては、観光振興対策事業関係でございます。この説明につきましては、決算書の217ページ説明欄1の観光事務費、さらには219ページ説明欄3の観光イベント事業、この2つの事業を併せて説明をこのページでさせていただきます。財源的には全て一般財源2,648万円でございます。

決算に関する説明資料60ページ、この中身でございます。

本事業につきましては、観光客の誘致を図るために、観光資源のPR、さらにはイベントの開催などに際しまして、観光協会等への関係団体に助成をさせていただいたものでございます。25年度も例年のとおり、4月の袋公園桜まつりに始まりまして、夏のイベント、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦、いいおかYOU・遊フェスティバル、あさひ砂の彫刻美術展、七夕市民まつり、さらには冬のイベント、スターライトファンタジー、これらの開催に対しましての支援でございます。

60ページの記載の欄にあります観光事務費、旭市・飯岡観光協会補助金、この内訳でございます。旭市観光協会補助金につきましては1,090万1,000円、飯岡観光協会補助金77万7,600円でございます。なお、旭市観光協会、この補助金の中には七夕市民まつりへの補助金750万円、砂の彫刻美術展への開催の補助金150万円等が入っております。

また、観光事務費の委託料、ガイドマップ、これは「感動あさひ」としました観光リーフ

レットを25年度3万部作成をしてございます。説明欄下のほうに、観光イベント事業がござ
います。中に消耗品、袋東ため池へラブリナ購入代83万9,506円がございます。これにつつま
しては、919 kilogramsのへラブリナの放流でございます。

次に、説明欄61ページをお目通しいただきたいと思います。観光施設整備事業でございま
す。決算書のほうでは221ページでございます。

この事業6,274万1,000円、財源としましては特定財源、東日本大震災復興交付金、国の補
助金でございます。これが2,968万8,000円、さらに災害復興基金が2,021万4,000円、これを
活用させていただいております。残りにつきましては一般財源でございます。

この事業につきましては、旧食彩の宿いおか荘の復旧及び改修工事等を実施したもので、
主なものとしましては、火災で消滅した部屋の復旧に係る内部改修工事が294万円。これに
つきましては、財源としましては建物火災保険を予定しているものでございます。これは平
成26年度に入ってくるそういうお金を今予定しております。また、建物の屋上緊急避難場所
としまして整備、さらには建物東側に新たな外階段を整備しました屋上緊急避難施設改修工
事3,864万円、これにつきましては、主な財源としまして国の復興基金を活用しまして、さ
らに1階部分を防災資料館とするための防災教育施設改修工事、財源につきましては先ほど
の災害復興基金を活用させていただきました。

なお、防災教育施設の改修工事、ご承知のように2度にわたります入札不調、そういうよ
うなことで事業費の一部を平成26年度に繰り越しをさせていただきました。これにつつま
しては、本年7月に工事が完了してますことを報告をさせていただきます。

以上で、7款商工費につきまして説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中でありますが、ここで3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時35分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、7款商工費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、商工費についての質疑を終わります。

続いて、土木費について、補足説明がありましたら、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、8款土木費のうち建設課にかかわります分の補足説明をさせていただきます。

初めに、決算書の226ページをご覧くださいと思います。

24年度から25年度への繰り越しということで、8款2項道路橋梁費で、中ほどになりますが、継続費及び繰越事業費繰越額こちらが4億8,713万6,561円でございます。こちらの内訳でございます。まず、繰越明許の額としましては4億1,795万5,500円でございます。事故繰越しでございますが、6,918万1,061円となっております。

それでは、お手元のほうに配付してございます決算の説明資料、それと本日の委員会に配付させていただきました予算科目別工事等一覧表、こちらを参考で閲覧をいただきたいと思います。

それでは、決算の説明資料で補足のほうを始めさせていただきます。

62ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、説明資料62ページでございますが、まず初めに、道路維持補修事業費、決算額1億3,444万4,000円、うち特定財源ですが、国支出金が2,376万1,000円、地方債1,930万円、一般財源が9,138万3,000円となっております。

内容でございます。まず、現年分といたしましては総額の8,354万1,446円、こちらは決算書の229ページ、備考欄2番の内容となっております。

なお、委託料工事請負費の中身106か所、工事請負費47件の中は、まず委託料の内訳は一覧表の3ページになります。8款2項2目13節、事業コード29200となっております。こちらが委託料でございます。それと工事請負費47件の内訳でございます。こちらは一覧表の4ページ、5ページ、6ページまでとなっております。47件でございます。

それと平成24年度からの繰越明許分、こちらは決算書の229ページ、備考欄3番でございます。委託料が2件、工事請負費が7件となっております。こちらは明細が一覧表の委託料につきましては6ページ、工事請負費につきましては一覧表7ページになってございます。こちらにつきましては、通常の道路の舗装補修、維持補修を重ねたものでございます。

なお、繰り越しの主な理由でございますが、こちらにつきましては年度末に新たな交付金の創設によりまして、3月にいただいてそのまま執行を翌年度、25年度に繰り越したものでございます。

続きまして、説明資料の63ページをお開きください。

こちらは、排水路整備事業、西野地区になります。決算書は233ページとなります。233ページの備考欄5番をご覧いただきたいと思います。こちらのものが工事が1件でございます。工事につきましては、お手元配付の一覧表の12ページに内容の記載がございます。こちらにつきましては、懸案でございました西野地区の排水整備事業、これは一般財源で全部手当てをさせていただいたものでございます。

続きまして、説明資料64ページをご覧いただきたいと思います。

決算書のほうは同じく233ページ、これにつきましては通常の25年度の現年分、それから24年度からの繰越明許分、同じく24年度からの事故繰越し分と3本ございます。

まず、初めに現年分でございます。こちらは233ページの備考欄6番になります。934万5,000円、このうち委託料4件、それと工事請負費3件でございますが、こちらの明細につきましては、一覧表の13ページ中ほどにございます。

それから、説明資料の真ん中の24年度繰越明許分、これは決算書の備考欄7番に当たります。こちらにつきましては、工事請負費3件でございます。総額で1億889万8,600円、こちらの財源でございますが、いま一度事故繰越しの内容をお話しした後で説明をさせていただきたいと思います。こちらの繰越明許分につきましては、一覧表の14ページにございます。

それと平成24年度事故繰越し分でございます。こちらは決算書233ページの備考欄8番となります。工事請負費1件、それと物件補償1件、4,161万6,900円となります。こちらの内容も一覧表の14ページに記載がございます。

繰り越しの理由でございます。

まず、繰越明許分でございます。こちらにつきましては、23年の災害を受けまして、24年度中に水道、上水道の災害復旧工事それと道路の災害復旧工事が当該現場に発生しております。そちらの工事、完成が遅れましたことにより、こちらの蛇園の排水整備事業が工期が確保できないということから、25年度へ繰り越しをしたものでございます。

それと、事故繰越しの内容でございます。

事故繰越しの理由につきましては、当該道路計画路線の中の電柱移転に不測の日数を要したため、25年度へ繰り越さざるを得なかったものでございます。

ただいまの蛇園地区の流末排水整備事業の財源関係についてご報告をさせていただきます。
決算額 1 億5,986万1,000円、特定財源として国支出金が3,936万1,000円、地方債 1 億1,090
万円、一般財源が960万円でございます。

なお、括弧書きにつきましては、繰越明許並びに事故繰越しの財源ということでございます。

それでは説明資料の65ページに移らせていただきます。

旭中央病院アクセス道整備事業、こちらも決算書のほうは233ページから235ページとなります。
こちらは233ページの備考欄 9 番になります。決算額は2,741万円、特定財源として地
方債2,560万円、一般財源181万円となっております。委託料、公有財産購入費の支出がそ
れぞれございます。こちらは一覧表の14ページにございます。3 段あるうちの一番下でござ
います。

続きまして、説明資料の66ページをお願いしたいと思います。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業でございます。こちらも財源につきましては、最後に
させていただきたいと思います。

初めに事業の概要といたしまして、決算書の235ページ、備考欄10番、11番、12番、13番
と通じてございます。順を追ってご説明をさせていただきます。

まず、一番上の現年分です。決算書でいきますとこれの備考欄10番となります。こちらに
つきましては、委託料、設計調査等々で 2 件ずつでございます、計 4 件。工事請負費が 5 件、
物件補償としまして 4 件でございます。

それと次の決算書の備考欄11番、同路線の繰越明許分でございます。こちらにつきまして
は、調査・設計委託料が 1 件、工事請負費として 1 件6,700万円ほどございます。こちらは
一覧表の16ページにございます。

次に、3 段目の平成24年度事故繰越し分ということですが、こちらは決算書の備考欄12番
となります。こちらは公有財産購入が 2 件、物件補償 2 件で670万円ほどになってございま
す。

それと一番下の欄になります。平成23年度繰越明許分、事故繰越し分でございます。こち
らは決算書の備考欄13番となります。こちらが115万5,000円でございます。こちらの明細を
一覧表の16ページの下段のほうに記載がございます。決算額でございますが、1 億1,280万
3,000円、財源内訳で特定財源としましては、国支出金3,982万1,000円、地方債6,030万円、
一般財源1,268万2,000円となっております。

繰り越しの主な理由を申し上げさせていただきます。

まず、平成24年度繰越明許分6,700万円の理由でございますが、用地交渉が難航したために24年度から25年度へ繰り越しをしたものでございます。

続きまして、24年度の事故繰越し分でございます。こちらの理由でございます。

こちらは、用地関係、これは抵当権の抹消です。こちらに時間を要しましたので、年度内の買収行為が完了しなかったために繰り越しをさせていただいたものでございます。

続きまして、繰越明許分の事故繰越しということでございます。

こちらにつきましては、発注はしたものの23年度の予算ではございましたが、諸般の事情によりまして、繰越明許として一旦24年度に繰り越しました。ところが、24年度発注をしましたんですが、実際工事で使います材料が調達できない、年度内調達ができないという事態になりまして、やむなく事故繰越しをさせていただいたものでございます。ここが一番面倒くさいところかと思いますが、23から24、24から25というような複雑な繰り越しをさせていただいた部分でございます。

続きまして説明資料67ページ、南堀之内バイパス整備事業、決算書は235及び237ということになりますが、235ページの備考欄14番でございます。決算額7,787万8,000円、国支出金が3,902万8,000円、地方債が3,310万円、一般財源575万円となっております。委託料2件、工事請負費3件、公有財産購入費3件でございます。こちらの一覧表の17ページに明細のほうを記載してございます。

続きまして、説明資料の68ページとなります。こちらにつきましては、津波避難道路の整備事業でございます。決算書は237ページ、備考欄15番、一番上のほうにございます。こちらにつきましては、委託料1件、その他事務費1,000円として決算額が418万円、これは基金を323万円2,000円充当しまして、一般財源が94万8,000円でございます。こちらの内訳も一覧表の17ページにございます。こちらについては、詳細設計業務の委託をさせていただいたものでございます。

続きまして、説明資料の69ページでございます。橋梁新設改良事業及び橋梁維持補修事業、決算書は237ページの、ちょっと複雑でございますが、4目の橋梁維持費、備考欄1番、事業費の421万1,550円となっております。こちらにつきましては、委託料を2件実施したものでございます。一覧表の18ページに内容の記載がございます。

続きまして、説明欄中ほどの橋梁新設改良事業ですが、決算書のこれは5目橋梁新設改良費、真ん中のあたりにございますが、その備考欄1番、橋梁新設改良事業費が1,077万9,000

円ほどございます。こちらは工事請負費 1 件の発注でございました。下のほうにございますが、橋梁新設改良のうち平成24年度繰越明許分、こちらはその下の備考欄 2 番の橋梁新設改良事業繰越明許となっておりまして、こちらについては、工事請負費 1 件で7,261万円でございます。一覧表は同じく18ページのほうに記載がございます。

橋梁の繰り越しの理由でございます。

こちらにつきましては、橋梁の詳細設計こちらに不測の日数を要したため、その後の発注をするには適正な工期が得られないということで、繰越明許をさせていただいたものでございます。

建設課からは以上でございます。

○委員長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、都市整備課所管事業につきまして、決算に関する説明資料によりご説明させていただきます。

それでは、説明資料の70ページをお願いいたします。決算書は241ページになります。

では、初めに街路整備事業（谷丁場遊正線）からご説明いたします。

この事業は、国道126号からJRを横断して、市役所通りまでの延長約700メートルの区間を、社会資本整備総合交付金事業として整備を進めてきたものでございます。

決算額は1億3,514万1,000円となりました。括弧書きは平成24年度繰越明許分でございます。財源内訳は、国庫支出金800万円、地方債1億940万円、一般財源は1,774万1,000円となります。

平成25年度事業の主なものは、道路新設工事で、市役所通りとの交差点から南側市道までの延伸部分60メートルの工事であります。

次に、公有財産購入費は、道路用地として3件分を取得したものととなります。下段の表は、平成24年度からの繰越明許分となります。主なものは、工事請負費、これは本線部の舗装、排水溝などと交差点となる市役所通りへの歩道新設工事及び交通安全施設設置工事などがございます。それで、繰越工事となった理由でございますけれども、当初予定していなかった水道本管の移設及び排水路の敷設替えなどが必要となり、年度内の完成が見込めなくなったためでございます。

なお、本事業は平成25年度をもって完了し、谷丁場遊正線2,970メートルが全線開通いたしました。

次に、資料の71ページをお願いいたします。旭駅前広場等整備事業です。決算書は同じく

241ページになります。

決算額は903万9,000円となりました。財源は全て一般財源となります。負担金補助及び交付金は、千葉県が施工している旭駅前線整備事業への負担金として支出したものです。

なお、本事業は平成26年度をもって完了する予定でございます。

続いて、73ページをお願いいたします。

被災者住宅再建資金利子補給事業です。決算書は251ページとなります。

東日本大震災により住宅に被害を受けた方が、住宅の再建に係る資金を金融機関から借り入れた場合に、その借入金の利子の一部を補助するものであります。

決算額は410万3,000円となりました。財源内訳は国県支出金340万1,000円、その他70万1,000円は、災害復興基金からの繰入金となります。一般財源の1,000円は、端数調整でございます。平成25年度は、82件の申請者に対し補助をいたしました。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、決算説明資料72ページをお開きいただきたいと思います。津波被災住宅再建支援事業ということで、決算書では251ページです。

決算額といたしまして2億2,341万円、財源内訳なんですが、その他ということで決算書の歳入45ページにあるんですが、災害復興基金を全額充当しております。この事業につきましては、東日本大震災によりまして被災した世帯のうち市内において住宅を建設、購入または補修した被災者を対象にその費用の一部を補助するものであります。この歳入につきましては、昨年度の11月、議会で補正によりまして、県より9億8,932万7,000円来ている財源から充当するものであります。

この内容が書いてありますが、全壊、大規模半壊、半壊解体世帯に対しましては、建設または購入した場合には、上限で200万円、この対象者が59件、1億1,800万円。補修した方、上限が100万円なんですが95件で9,233万4,000円。半壊被害があって、それを補修するという場合には上限で25万円ということで54件、1,307万6,000円ということになります。

以上です。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、決算に関する説明資料74ページ、災害公営住宅整備事業についてご説明申し上げます。決算書では250ページから253ページになります。

本事業は、東日本大震災による被災者の住宅の安定確保を図るため、平成24年度から2か

年にわたって災害公営住宅を整備したものであります。総事業費は24年度からの繰越明許分4億3,184万4,000円を加え、4億3,860万7,000円であります。特定財源のその他は、東日本大震災復興交付金基金を充当したものであります。

本事業につきましては、国の復興交付金の第4次申請、平成24年10月に合わせ交付金の補助対象額全額を補正予算として、24年の9月議会で議決をいただき、同時に繰越明許とさせていただきます。繰越明許とした理由は、工期の確保ができないためでありまして、24年度は測量及び基本実施設計を行い、25年度に住宅の本体工事を行ったものであります。

災害公営住宅の概要につきましてご説明いたします。

構造は鉄筋コンクリート造り3階建てエレベーター付き、延べ床面積1,916.51平方メートル、戸数は33戸で1DKが15戸、2DKが15戸、3DKが3戸でございます。現在33世帯、54人が入居されております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、8款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 235ページ、説明欄の12ですか、この事故繰越し。事故繰越しというのは本来あんまりあってはならないということなんですけれども、この用地交渉がうまくいかないということでございますが、もともと用地交渉がうまくいかないというのは、住民の理解が得られれば用地交渉というのはうまくいくと思うんです。もともと住民のあまり理解が得られないところで用地交渉がうまくいかないのかなと、そんな気がするんですが、いかがでしょう。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） なかなか交渉事というのは、大変難しいものであるっていうものは皆さん認識をされていると思います。説明等々お伺いしたときには、協力しますよという方もいらっしゃる。ただ、次に不動産鑑定等終了したときに、いざ金額のほうを提示しますと、なかなかやはり一回ではちょっと承諾は得られない、そういう部分もございます。その辺は、職員鋭意努力をして進めてきております。全ての方が理解を得られないという分ではないと思います。やはりその提示した金額に納得ができないということでの交渉事が、

長引いているということが一番であると思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 金額で折り合いがつかないということですか。そうすると、よくごね得なんていう言葉を聞きますけれども、ここで金額は、当初の金額のままいくんでしょう。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） もととなっておりますのは、あくまで不動産鑑定でございますので、それは曲げません。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 蛇園連絡道の関連で、そのあと、その上に13番委託料、すごい大きい金額で3,232万何千円か、なっていますが、これはJ Rの橋梁の委託料でしょう、J Rの飯岡、倉橋の。この委託の説明は、どういう委託をするんですか、これ。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） ここの3,200万円、J Rの委託料でございますが、こちらにつきましてはトンネルに係る部分です。これらにつきましては、本体工事のみならず、いわゆる仮設から安全管理施設等々全て込みで委託をしてございます。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 要するに、今問題になっているトンネルを抜く間のこの委託でしょう。ですから、これをトンネルを抜く委託をもう発注してあるということですか。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 一応、設計のほうですね、こちらの基本設計等ができて、それを千葉県の公安委員会等々と了解を得られたもので、この内容でJ Rのほうに受託という形で委託をするものです。当方でやりますのは、こういうような構造でトンネルをつくりたい、それについては、今度はJ Rのほうで実施設計そちらのほうの設計をお願いしますということです。当方で設計してそれで工事やらせてくださいということは、今J Rはやられておりません。例えば、旭市がトンネルつくりたいならその詳細設計持ってきたと、それに基づいてJ Rで積算しますよということです。ですから、その委託料が3,200万円でございます。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） ちょっと分からないんで、トンネルは、今、分かりませんが十何億円で来たという、このそこだけの委託料がこの金額ということになるわけでしょう。うなずいてもらっても結構ですけども、ということなんでしょう。そうすると、もうその委託料のやつでその金額が出てきたんですか、もう。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（大久保孝治） 3月の議会で、前任者が一旦はＪＲから上がってきましたということで答弁してございます。ただ、その金額という部分で、まだ我々が納得できるものがないということで、一旦はＪＲのほう上げてきましたんですけども、それは再度お返しをして、見直しをしてくださいということで答弁していると思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 何かこれ、この後どうなるか分かりませんよ。この判断が出てきて、当初6億円でも、今ある既設のあれを使ったほうがいいではないかと、そういう意見をやっていたんですが、これが十何億円になって、今度委託料はじゃあ、もし仮に、どうなるか分かりませんが、今までどおりにやると、新しく抜かないということになれば、この委託料は全部もう当然無駄になっちゃうわけですね。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 無駄にならないように事業を進めてまいりたいと思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） いや、無駄にしてもいいと思うんですよ。あくまでも委託料をやったから、何でもかんでもトンネルをやるんだというのは別に構わないと思うんです。私は6月定例会でも申し上げましたが、今までかかった分はまあいいでしょうと。移転費も払ったと、それもいいでしょうと。ただ、想定外のお金がかかるというそれが出たなら考え直してもいいんじゃないですかという、私の意見なんです。皆さん方に言っている意見で、反対じゃないんですよ。

逆に私は執行の人は、やりよくなるんじゃないのかなと。議員からもこういう意見も出ているんだと、一部から出ているんだと。何でもかんでもその委託料、今までかけたお金を無駄にしないために通すんだという、そこは別にそれは課長一人では答えられませんかでしょうけれども、粛々と進めているだけでしょうけれども、そういう事態を当初全然想定していな

かったわけでしょう。

トンネルを抜くやつ、6億円で想定していたやつが仮にそのとおり17億円になった場合に、今までこのかけた委託料3,000万円無駄になっちゃうから何でもかんでもやるんだと、そういう考えは、私は捨ててもいいと思うんですよ。移転費用払ったもの、やっちゃったもの今まで仕方ないと、かけた分は仕方ないけれども、そこら辺をちょっと柔軟に対応しても私は、課長がうんとは答えられませんでしょうけれども、そう思いますが、いかがですか。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 政策決定権は私にございません。申し訳ないんですが、ちょっとご容赦いただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） じゃ、今の関連でもうちょっとお尋ねします。

この委託料3,200万円は、24年度の繰越明許で今年の3月までに使ったということですね。その際、国鉄から調査・設計委託が出た、しかしながらそれが市の意に沿わないから返したということです。その際の設計はともかく設計金額は幾らであったんですか。それをまずお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 申し訳ございません。3月にやはり前任者が回答したように、何々一式幾らという内容ですよね。ですから、その裏づけをもっと細かいものを出してくださいということでお返しを今、しているんですね。ですからちょっとその辺の中身だけは、私にも回答しづらいんですけども。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） じゃあ、それならその一式幾らは、金額で幾らであったんですか。詳細はいいですよ。トンネルを掘るのは幾らとか、これがどうだとかその詳細はいいです。一式幾らであったんですか。

○委員長（島田和雄） 高橋議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 私の口からその金額についてちょっとまだ話すという部分では一度上司のほうの判断を仰ぎたいと思います。この場ではご容赦いただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 公費を使ってなぜそれを出せないんですか。その辺をお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

（発言する人あり）

○建設課長（大久保孝治） ですからその3月で上がってきたものの見直しを今しているというところですよ。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） あのね、見直しはいいですよ。ですから、総額で結構なんですよ。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時22分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 上司に許可をいただいてまいりました。

3月に上がってきました数字は、約17億円でありました。

余りにもこちらの想像とかけ離れております。したがって、その数字を公表するとひとり歩きしてしまうおそれがありますので、前任者も見直しをかけるまでは申し上げられませんということでお答えしていたと思います。

これまでも私もそのつもりでございましたんですが、今、ただいま許可を得ましたので、ただ、これから今見直しをかけておりますので、それをたとえ1億円、2億円でも安くなれるような状況をつくりまして、JRのほうにお願いをしているところでございますので、確かにその17億円という数字がここで初めて公表することになりましたですけれども、これはあくまでも1回目のJRの算定額ということでございます。今後、再度、詳細な部分を詰めまして、事業費のほうを軽減図りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 決算書の265ページ、市街地液状化対策事業4,520万5,000円。この事業の効果、また今後の……。

（発言する人あり）

○委員（飯嶋正利） まだか。ごめんなさい、すみません。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） まずこの17億円というのは、ひとり歩きしたんですけれども、これはどこで出たの、金額は。それと同時に、結局これは単年度予算で毎年組んでいるわけなんです。こういう数字が出た中で26年度の予算において、その26年度の予算をどういうふうに使っていくのか。ちょっとこれは決算から外れますけれどもね。今度はこの道路をどういうふうに考えているのか、まずその点お尋ねします。

そうしますと当初予算十五、六億円だと思うんです。倍になっちゃうわけですよ。倍になった中で費用対効果どうなるのか。また、今度はそういう数字が出た中ではいろいろ考えもあると思うんです。一番新しく掘ったトンネルを使っていくのか、それから大坂を使っていくのか、それともそれだけの三十数億円かけても予定どおりやっていくのか、あると思うんです。3つの案があると思うんです。そういう中でどういうふうに考えているのかお尋ねします。答え出なかったらこれいいですけれども。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 当然、来年度予算という問題がございます。それにつきましては、上司と検討しながら事業のそのものを進めていくようになるかと思しますので、今はその辺でしか答えられないかと思います。

当然ながら、JRの回答受けまして、上司の判断を仰ぐようになると思います。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） そうしますと、うがった見方をすれば当初からこの17億円という金額は出ていたんじゃないかと思うんです。この計画の時点で、三川蛇園線。

しかしながらそれでは到底議会は通らないと。だから、十五、六億円に削っておいて、両方から攻めて、あとトンネルだけになれば議会は追認するんじゃないかと、そういう考えのもとにこの当初予算を立てたんじゃないかと思うんですが、その辺どう思いますか。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） この事業の計画につきましては、コンサルタントへ委託業務をしたものでございます。その委託を受けたコンサルの方ですが、旧鉄建公団のほうに伺いまして、この規模の部分の見積もり依頼をしてきております。ですから、私どもはコンサルが上げてきた数字は適正であるという判断をして、この事業費を当初で組んだものでございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今の話ですけれども、実際に跨線橋ですか、イタコ自販と中央橋ですか、それと今の、今討論しているこのところですよ。この3つ同時にもう4年も5年も前に出て、そのときには、いや、同時にやるんだっていう話だったんです。それで質問したら、全部3か所とも大体6億円だと、そういう答弁していると思うんです。

ところが、我々が聞いた話では、去年の選挙が終わったところから17億円ではできないというような話が実際に聞いているんですよ。

これは特に消防関係の方、みんな分かっていると思うんです。それで、今、高橋議長が言ったり、また27年度もじゃあ6億円のままで、トータルで16億円でやるのか、それともここで再考するのとか、やはりその辺のことはもう27年予算の前に決着つけるべきだと思いますがいかがでしょう。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 今後の検討課題だと受けとめております。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） お尋ねします。ちょっとここでは分かんないですけども、26年度のこの予算はどのぐらいになっているのか。そういう中で、既に執行したのもあると思いますが、これからの予定はどういうふうにするのか、そういう現状の中でお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 既に道路の工事のほうは、510メートルで2工区に分けまして発注済みでございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

特にないようですので、8款土木費についての質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時34分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9款の消防費ということでありますけれども、その前に午前中の会議で質問がありました近隣市町におけます平成24年度決算における職員数及び歳出決算額に占める人件費の状況について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） すみません、時間をいただいて申し訳ないです。

今ほど配った資料とともに、皆さんにお配りしている議案第1号の人件費の決算についてを脇に置いていただきたいと思います。

議案第1号でお配りした人件費の決算については、決算書の中の人件費、要するに給料それから手当、共済費をまとめたものでございます。今ほどお配りした数値については、近隣の状況もありますので全国的な決算統計の資料、それから地方公共団体定員管理調査、これは全国共通の調査でございますので、その数字を基に24年度を調べてみましたので説明いたします。

まず、表を見てもらいますと、人口、要するに旭市、銚子市、匝瑳市、香取市、山武市、東金市、成田市、人口をまず示してございます。それから普通会計、職員数、普通会計の職員数648名、旭市の場合となっております。

しかし、議案第1号の決算の人件費では、24年ですから705となっておりますが、数字は違います。これはあくまでも地方公共団体定員管理調査、普通会計の中に教育、消防、一般行政部門という分け方がございまして、そこには教育長は除くとかありますので、そういうことで全国的な調査の数字を使わせていただきました。

歳出決算額、これについてはお手元に配りました24年度の決算状況、これの数字を24年度

の歳出総額290億云々というのを示してございます。

人件費決算額として、この決算統計の後ろになります。後ろの右側の上、性質別歳出ということで人件費決算額、それと職員給ということで、2段に決算統計の中では書かれております。その数字を使いまして、予算に占める人件費のパーセントを出してございます。

ただ、この全国的な決算統計を基に集計してございますが、市によって特殊要因がございまして、備考欄に旭市、銚子市の場合には市立高校があります、そこにも職員が振り分けられている。匝瑳市には、消防それから塵芥そういうものが一部事務組合で、本来であれば職員の数はそっちに抜かれてしまいますので、少なくなっていますとか、香取市も同じく消防とか塵芥業務、そういうものは一部事務組合で行っているので、職員数はそっちの組合のほうにカウントされますので、行政職のほうには入っていません。だからパーセントは低くなっています。ということを示してございます。

上段の人件費は、職員の給料、手当、共済費、一番下ですね、議員の報酬、手当、委員等の報酬、特別職の給与、共済組合の負担金、退職手当組合負担金、こういうものを含んでございますので、金額的に52億4,600万円という、第1号でお示した人件費の決算では、24年度決算は46億8,000万円という数値ですと違いますというのを説明しておきたいと思えます。

一応、こういう全国的な統計の数値を使ってお示しいたしました。

それで、高橋議長のほうからも経過10年、合併して10年たつんだから旭市としての適正な職員を決めるべきだということでございますので、同じ市であっても予算規模や公共施設の数など、また地域によっては特殊事情が異なります。旭市においても基幹産業であります農水産課に職員配置を多くするなど、どのような行政サービスに力を入れるかによって、あるべき職員数が異なってくると思いますので、今後、アクションプランと併せながら、定員適正化計画を作成していきたいと思えます。

その間には新庁舎もできると、また見直しも必要になるかと思えます。そういうことで、今後進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 続いて、9款消防費について、補足説明がありましたらお願ひいたします。

消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、平成25年度決算ですが、9款消防費の主な事業について補

足説明申し上げます。

初めに、消防施設整備事業です。

説明資料は75ページ。決算書につきましては255ページをお願いします。決算書下段になります。

事業費は1,661万3,720円です。備考欄3、15節工事請負費は消火栓の標識の改修、防火水槽設置の附帯工事、有蓋化の改修、解体・撤去工事であります。19節負担金補助及び交付金は、消火栓の維持管理、新設に伴う負担金であります。

決算書は257ページに変わります。説明資料下段です。平成24年度繰越明許となったこの理由につきまして、ご説明申し上げます。

平成24年度国の補正予算第1号により平成24年度に実施する事業に限り、地方負担額の100%まで地方債を充当でき、後年度における元利償還金の50%を基準財政需要額に算入する措置がなされました。このため、平成24年度3月補正へ予算計上し、未執行のまま平成25年度へ繰り越したものです。この措置については、平成25年度の予算計上分には適用されないため、平成25年度予算により実施予定でありました耐震性貯水槽設置工事を前倒しして、平成24年度補正予算により実施したものであります。

次に、消防庫整備事業であります。

説明資料は76ページ、決算書では261ページから263ページにかけてであります。

事業費は4,010万3,700円であります。事業内容は、第4中隊飯岡地区三川、第3分団第2部と第5中隊干潟地区清和甲、第2分団第2部2か所の消防庫の改築とこれに伴います設計・監理委託料及び旧消防庫の解体撤去工事であります。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 決算に関する説明資料ご覧いただきたいと思います。

その77ページで、災害に強い地域づくり事業、決算書の263ページから265ページになります。この説明資料で説明させていただきます。

まず、予算的なもの、消防費の決算額は4,783万3,000円です。この括弧書きについては、一番真ん中の括弧書き270万9,000円については、繰越明許費の予算です。後ほど説明いたします。その一番下の括弧書きは事故繰越しの1,659万円。

特定財源、財源内訳なんですが、その他に3,840万9,000円となっております。これは決算書、歳入47ページの復興交付金の中から充当してございます。真ん中の括弧書きは、繰越明

許費の分でございます。下の1,244万2,000円の括弧書きは、事故繰越しの分でございます。一般財源も同じように全体として復興交付金から3,840万9,000円を充当し、一般財源は942万4,000円、繰越明許分については、復興交付金から108万6,000円を充当し、一般財源からは90万3,000円、事故繰越し分については、復興交付金から1,244万2,000円、一般財源では414万8,000円を充当しておるという表でございます。

では、内容についてご説明いたします。

この四角の中をまず説明いたします。

防災備蓄品の購入、これについては保存用飲用水1,000人分、それと保存用食料1,000人分、アルファ米それからパンの缶詰等です。災害備蓄用毛布500枚、それと燃料の缶詰、ガソリン、軽油、灯油、各40缶ずつ、1リットルの缶を40缶。そういうもので458万1,900円になります。

次の委託料なんですが、設計・監理委託料、調査・測量委託料、旭市防災マップ作成業務委託料、これについて説明いたします。

まず、上の1番、設計・監理委託料2件、285万6,000円については、避難タワーの設計業務委託料でございます。次の調査・測量委託料6件、これについては避難タワー建設に伴う地質調査業務委託料、それと不動産鑑定業務委託料、神宮寺地先用地測量業務委託料、そういうものが含まれております。それが6件で307万5,586円。

次の防災マップ作成委託料これについては、パンフレット2万7,000部、それとスマートフォン用の防災アプリを作成いたしました。それで303万4,500円。

次は、工事請負費の防災備蓄倉庫新築工事878万円です。これについては、文化の杜公園敷地内に床面積94.5平米、契約金額は1,807万9,200円のうち前払い金として807万8,000円を支払いました。

次の津波避難施設附帯工事121万8,000円については、これは避難タワーの周辺舗装工事の分です。121万8,000円。

次に、ガス発電機配管工事。これには飯岡福祉センターで使えるように配管及び救急ボックスを設置いたしております。これが8万8,200円。

次の公有財産購入費、津波避難タワー用地取得費で374万440円。これについては、畑340.04平米、購入価格は宅地並みで平米1万1,000円で購入してございます。備品購入費、避難所用備品の購入、これは避難所へ設置する防災畳が3枚1セットで8セット、物資運搬用折り畳みリヤカーが4台でございます。

それでは、この2,853万3,826円の財源内訳ですが、復興交付金から1,311万2,000円、災害復興基金「がんばろう！千葉」から303万4,000円、災害復興基金から801万5,000円を充当してございます。

次の四角の2段、これが繰越明許分で案内看板作製業務委託料で270万9,000円、24年度からの繰越明許分です。

次の事故繰越しについては、津波避難タワーの工事です。1,659万円これが事故繰越しをしております。

財源ですが、看板のほうは復興交付金から180万6,000円を充当し、津波避難タワーのほうは、復興交付金から1,244万2,000円を充当してございます。

そうということで、ここの事業効果として、防災に対する意識の高揚が図れたのかなということで、事業効果でうたってございます。

一応、説明を終わりにします。

○委員長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは都市整備課所管の事業につきましては、決算に関する説明資料によってご説明させていただきます。

説明資料の78ページをお願いいたします。

市街地液状化対策事業となります。決算書は265ページになります。

東日本大震災で液状化により被害を受けた地域を対象に、再度の液状化による被害を軽減するため、道路と隣接宅地等との一体的な液状化対策について、調査・検討を行うものでございます。決算額は4,520万5,000円となりました。財源内訳のうちその他の3,390万3,000円は、東日本大震災復興交付金基金からの繰入金となります。一般財源1,130万2,000円は、地方交付税措置されるものでございます。事業内容の調査・測量委託料は、対策を検討するため、液状化被害を受けた地域において地質調査を実施したものでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 先ほど、間違ってしまったんで。この市街地液状化対策事業ということで、この効果とこれはこれから一般住宅のほうにということでこの事業入ったと思うんです

が、こういった事業をやる場合の費用というか、その辺どのくらいかかるのかなということ、よろしく願いいたします。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 費用ということでございますけれども、これは住民の負担する費用ということでよろしいでしょうか。

この辺については、モデル地区を5地区設定いたしまして、それぞれの地区について費用を算定いたしました。一番安いところで、宅地1平米当たり3万1,000円という事業費となります。これの3万1,000円といいますと、平均的な宅地200平米の約60坪ぐらいの面積としますと1戸当たり620万円という金額になります。一番高いところだと6万8,000円ということとで、60坪と想定しますと1,360万円という金額でかなり相当高い金額となってしまいます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 非常に現実的ではないと思うんです。1戸単独ではできたりはしないわけですよ、これ。モデル地区ということで。何戸くらいまとまれば。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） これは国の基準で10戸以上、かつ3,000平米以上というふうになっております。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 説明資料76ページの消防庫整備事業、ここに事業内容として第5中隊第2分団第2部っておりますが、これは場所はどこなんですか。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 旧給食センター跡地に建てた部分です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） あのね、この建てた場所なんですが、まずはこれは消防庫の場合は、境界からどのぐらい離さなくちゃならないとか、そういう一つの基準があるんですか。それと、また、旭市は遊休地がたくさんありますので、それを有効利用するということで、真ん中に

建てたんですか、それちょっとお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 隣地との境界からどれだけという基準はないのかというふうに思います。ただ、立ち会いをお願いしましてやる部分がございます。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 建てるのはこれはいいと思うんです。建てなくちゃならないと思いますけれども、やはり、建てた後、今度は残地どういうふうに有効利用するか、真ん中に建っているんですよ。あれ道路のほうにつけてやれば、今度ほかの土地が有効に使えるんですよ。今後建設のときはやはりなるべく土地を有効に。皆さん方が考えている、土地がいっぱいあるから、真ん中に建てるんじゃないかね。ほかの、残った土地を有効に使えるように、建設をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

○消防長（佐藤清和） よく検討させていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 説明資料の77ページです。

災害に強い地域づくり、旭市防災マップ作成業務委託この件について、前の旭市防災マップを見ますと、うちのほうの場合なんかでも神社の位置が変わっていたり、実際にもう亀裂が入っている道路で、本当に危険箇所が危険区域になっていなかったり、もうちょっとよく調査してやっていただきたいなと思いますが、どうでしょうか、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今後、次につくるときにはよく調査いたします。よろしくお願ひします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 決算書の253ページ、9款1項1目常備消防費のところ、これは3節職員手当等のこのずっと横のところの不用額1,060万2,067円の内容についてと、それから18節の備品購入費32万8,018円のやはり不用額の内容についてと、それから決算書の263ページ、9款1項3目災害対策費の中の17節の公有財産購入費の右のところの不用額89万1,560円のやはり内容についてと、18節備品購入費の不用額28万5,800円について、この質問をいたします。

○委員長（島田和雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（佐藤清和） 人件費のほうの部分ですけれども、職員のこれは126名で見積もってございますので、その辺の部分だと思われます。

すみません。備品購入の部分ですけれども、これは金額が違うということでしょうか。

（発言する人あり）

○消防長（佐藤清和） 内容ですか、はい、主なものでお願いします。

防火衣、これは職員3年かけて更新するんですが、その防火衣のその3年のうちの1年、45名分これが717万7,275円。大きなものはそういう部分です。そのほかにウエットスーツですとか、寝具ですとか、ボンベですとか、そういう部分あります。大きいもの、何ていいますか、入札がかかったりなんかしますので、残額が出たということでございます。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは決算書の263ページ、災害対策費の中の17節公有財産購入費の不用額89万1,560円については、避難タワーの敷地を買うのに予定していた面積より少なくすみまして、その残でございます。

それと18節備品購入費28万5,800円の不用額については、避難用備品の購入、防災用畳、先ほど説明いたしましたけれども、8セットと折り畳みリヤカー、予定していた金額より安く買えましたので、執行残でございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、9款消防費について質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、これにて本日の審査を終了します。

なお、本委員会は16日午前10時より議会委員会室にて開催いたします。

大変長時間ご苦労さまでした。

散会 午後 5時 6分